

Miyake newsletter

IR（特定複合観光施設）ニュースNo.1

はじめに

平素より大変お世話になっております。

さて、今回はIR（特定複合観光施設）ニュース「特定複合観光施設区域整備法施行令」の解説」をご案内させていただきます。

平成31年4月4日

弁護士法人三宅法律事務所

執筆者：渡邊 雅之

* 本ニュースレターに関するご相談などがありましたら、下記にご連絡ください。

弁護士法人三宅法律事務所

弁護士 渡邊 雅之

TEL 03-5288-1021

FAX 03-5288-1025

Email m-watanabe@miyake.gr.jp

「特定複合観光施設区域整備法施行令」の解説

弁護士法人三宅法律事務所 渡邊 雅之

「特定複合観光施設区域整備法」(平成30年7月27日法律第80号、以下「IR整備法」又は「法」といいます。)の施行政令である「特定複合観光施設区域整備法施行令」(平成31年3月27日政令第72号、以下「IR整備法施行令」又は「施行令」といいます。)が公布されました。

本解説においては、IR整備法施行令の内容を逐条解説いたします。

なお、筆者は、特定複合観光施設区域整備推進会議の委員ですが、本解説の意見は個人的な見解に過ぎないことにご留意ください。

I. 「特定複合観光施設」の中核施設の具体的な基準・要件(施行令第1条～第5条)

○法第2条第1項

(定義)

第2条 この法律において「特定複合観光施設」とは、カジノ施設と第一号から第五号までに掲げる施設から構成される一群の施設(これらと一体的に設置され、及び運営される第六号に掲げる施設を含む。)であって、民間事業者により一体として設置され、及び運営されるものをいう。

- 1 国際会議の誘致を促進し、及びその開催の円滑化に資する国際会議場施設であって、**政令で定める基準**に適合するもの
- 2 国際的な規模の展示会、見本市その他の催しの開催の円滑化に資する展示施設、見本市場施設その他の催しを開催するための施設であって、**政令で定める基準**に適合するもの
- 3 我が国の伝統、文化、芸術等を生かした公演その他の活動を行うことにより、我が国の観光の魅力の増進に資する施設であって、**政令で定めるもの**
- 4 我が国における各地域の観光の魅力に関する情報を適切に提供し、併せて各地域への観光旅行に必要な運送、宿泊その他のサービスの手配を一元的に行うことにより、国内における観光旅行の促進に資する施設であって、**政令で定める基準**に適合するもの
- 5 利用者の需要の高度化及び多様化に対応した宿泊施設であって、**政令で定める基準**に適合するもの
- 6 前各号に掲げるもののほか、国内外からの観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与

1

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/ir_promotion/kokkaiteisyutsuhoan/shikoureiian.pdf

する施設

法第2条第1項各号は、「特定複合観光施設」(以下「特定複合観光施設」又は「IR施設」といいます。)の基準を定めるものです。

国際会議場施設(同項第1号) 展示等施設(同項第2号) 魅力増進施設(同項第3号) 送客施設(同項第4号) 宿泊施設(同項第5号)の基準は、いずれの要件も満たすものでなければ、「特定複合観光施設」とは認められません。

同項第6号の「前各号に掲げるもののほか、国内外からの観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設」(以下「第6号施設」といいます。)を設けることは必ずしも求められません。

「第6号施設」としては、例えば、以下のような施設が考えられます。

多目的ホール

特定複合観光施設区域内のレジデンス

海外顧客・富裕層向けの医療施設

1. 国際会議場施設及び展示等施設（MICE 施設）の基準（法第 2 条第 1 項第 1 号・第 2 号、施行令第 1 条・第 2 条）

○施行令第 1 条

（国際会議場施設の基準）

第 1 条 **特定複合観光施設区域整備法（以下「法」という。）第 2 条第 1 項の政令で定める基準**は、主として国際会議の用に供する室のうちその収容人員が最大であるものの収容人員（以下この条及び次条において「最大国際会議室収容人員」という。）がおおむね 1000 人以上であり、かつ、主として国際会議の用に供する全ての室の収容人員の合計が最大国際会議室収容人員の 2 倍以上であることとする。

○法第 2 条第 1 項第 1 号

1 国際会議の誘致を促進し、及びその開催の円滑化に資する国際会議場施設であつて、**政令で定める基準**に適合するもの

○施行令第 2 条

（展示施設、見本市場施設その他の催しを開催するための施設の基準）

第 2 条 **法第 2 条第 1 項第 2 号の政令で定める基準**は、次の各号に掲げる最大国際会議室収容人員の区分に応じ、主として展示会、見本市その他催しの用に供する全ての室の床面積の合計が当該各号に定める面積以上であることとする。

- | | |
|--------------------------|-----------------|
| 一 おおむね 1000 人以上 3000 人未満 | おおむね 12 万平方メートル |
| 二 おおむね 3000 人以上 6000 人未満 | おおむね 6 万平方メートル |
| 三 おおむね 6000 人以上 | おおむね 2 万平方メートル |

○法第 2 条第 1 項第 2 号

2 国際的な規模の展示会、見本市その他の催しの開催の円滑化に資する展示施設、見本市場施設その他の催しを開催するための施設であつて、**政令で定める基準**に適合するもの

（1）国際会議場施設・展示等施設の基準

国際会議場施設及び展示等施設（MICE 施設）の基準については、以下のとおりです（法第 2 条第 1 項第 1 号・第 2 号、施行令第 1 条・第 2 条）。

（1）**国際会議場施設**については、最大国際会議室の収容人員がおおむね 1000 人以上、かつ、国際会議場施設全手体の収容人員の合計が最大国際会議室の収容人員の 2 倍以上であること。（施行令第 1 条）

（2）**展示等施設**については、以下の**最大国際会議室の収容人員に応じた基準**とするこ

と。(施行令第2条)

「**一般的規模の国際会議に対応できる国際会議場施設**(最大国際会議室の収容人員がおおむね1000人以上3000人未満)である場合には、「**極めて大規模な展示会**」が**開催可能な規模を有する展示等施設**(床面積の合計がおおむね12万㎡以上)であること(同条第1号)

「**大規模な国際会議**」が**開催可能な規模を有する国際会議場施設**(最大国際会議室の収容人員がおおむね3000人以上6000人未満)である場合には、「**大規模な展示会**」が**開催可能な規模を有する展示等施設を超えるもの**(床面積の合計がおおむね6万㎡以上)であること(同条第2号)

「**極めて大規模な国際会議**」が**開催可能な規模を有する国際会議場施設**(最大国際会議室の収容人員がおおむね6000人以上)である場合には、「**一般的な規模の展示会**」に対応できる**展示等施設を超えるもの**(床面積の合計がおおむね2万㎡以上)であること(同条第3号)

この基準は、特定複合観光施設区域整備推進会議取りまとめ(平成30年12月4日、以下「IR推進会議取りまとめ(政令)」という。)の²基本的な視点を踏まえ、世界中から観光客を集めるこれまでにないクオリティと、カジノの収益を活用して整備を行うべき施設の外形的な要件としてこれまでにないスケールを実現しつつ、民間の活力や地域の創意工夫を生かされるようにするため、我が国を代表することとなる規模等の最低基準を定めることとしたものです。具体的には、国際会議場施設、展示等施設の基準については、世界又は日本で開催されているMICEの開催規模、市場特性、一般的な形式等を分析した上で、国際会議場施設と展示等施設の基準を組み合わせ、国際会議場施設を重視するもの、展示等施設を重視するもの、両方をバランスよく整備するものの3つの類型を設けることとしており、IRが整備されることとなる立地地域の特性に合わせて、選択できるようにしております。(PC1~10)³

○IR推進会議とりまとめ(政令)

1. 国際会議場施設及び展示等施設の要件

<政令の方向性>

国際会議場施設及び展示等施設に係る具体的な要件については、IR事業の効果を最大化するためにも、以下の3類型を設け、そのうちいずれを選択するかは、都道府県等や民間事業者に委ねるべき。

² https://www.kantei.go.jp/jp/singi/ir_promotion/ir_kaigi/pdf/h301204_kettei.pdf

³ 「意見の概要及びそれに対する特定複合観光施設区域整備推進本部事務局の考え方」(<http://search.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000185508>)に示される特定複合観光施設区域整備推進本部事務局の考え方を番号順に「PC」で記載しています。

「極めて大規模な国際会議」が開催可能な規模を有する国際会議場施設であって、「一般的な規模の展示会 2」に対応できる展示等施設を併設するもの

《具体的な要件》

【国際会議場施設】

- ・ 国際会議場施設で開催される国際会議のうち、我が国で開催される可能性がある国際会議の全てに対応可能な規模を有すること。
- ・ 少なくとも、複数の「大規模な国際会議」を同時に開催することが可能な規模を有すること。
- ・ 最大の会議室の収容人数と同数以上の収容人数の規模の中小会議室群を有すること。

【展示等施設】

- ・ 「一般的な規模の展示会⁴」に対応可能な規模を有すること。

「極めて大規模な展示会」が開催可能な規模を有する展示等施設であって、「一般的な規模の国際会議」に対応できる国際会議場施設を併設するもの

《具体的な要件》

【展示等施設】

- ・ 「極めて大規模な展示会」にも対応可能な規模を有すること。
- ・ 少なくとも、複数の「大規模な展示会」を同時に開催することが可能な規模を有すること。

【国際会議場施設】

- ・ 「一般的な規模の国際会議」に対応可能な規模を有すること。
- ・ 最大の会議室の収容人数と同数以上の収容人数の規模の中小会議室群を有すること。

「大規模」な「国際会議及び展示会」が開催可能な規模を有し、バランスが取れている総合的な MICE 施設

《具体的な要件》

【国際会議場施設】

- ・ 「大規模な国際会議」にも対応可能な規模を有すること。
- ・ 少なくとも、複数の「一般的な規模の国際会議」を同時に開催することが可能な規模を有すること。
- ・ 最大の会議室の収容人数と同数以上の収容人数の規模の中小会議室群を有すること。

【展示等施設】

- ・ 「大規模な展示会」にも対応可能な規模を有すること。
- ・ 少なくとも、複数の「一般的な規模の展示会」を同時に開催することが可能な規模

⁴ IR 整備法第 2 条第 1 項第 2 号に規定する「展示会、見本市その他の催し」のことをいう。以下同じ。

を有すること。その際、絶え間なく、展示会が開催できるような規模を有すること。

(2) 国際会議施設の構成

施行令第1条では、特定複合観光施設区域整備推進会議取りまとめ（平成30年12月4日）を踏まえ、国際会議は、一般的な形式として、会議参加者の大多数が一堂に会するプレナリー（全体会議）とブレイクアップ（分科会等）等で構成されることから、国際会議場施設全体の収容人員の合計が最大国際会議室の収容人員の2倍以上であることを基準としているものです。（PC18）

なお、当該趣旨を踏まえると、施行令第1条に掲げる要件を満たしていれば、申請する国際会議場施設についてはどのようなレイアウトで申請することも可能と考えます。例えば、最大国際会議室として申請された室を、他の国際会議室と接続する等により、実態上、最大国際会議室を越える大きさのレイアウトとして一体的に活用することも否定はしておりません。（PC18）

(3) 「国際会議」「その他の催し」

国際会議場施設における国際会議はICCA（国際会議協会）統計の対象となるような国際会議を想定しているものでありますが、社内ミーティングやインセンティブについても、MICEの推進において重要な要素であり、国際会議場施設を活用して、積極的に誘致することが期待されるものと考えられます。（PC20・21）

また、展示等施設はMICE施設を構成する施設として整備を求めるもので、専ら展示会、見本市に用いることを想定しておりますが、観光庁のホームページではMICEのうち「E」について「国際見本市、展示会、博覧会といったエキシビションや、スポーツ・文化イベントなど大小さまざまなものが含まれる広範な概念」とされていることも踏まえ、これらに準ずる催しとして、観光客向けにテーマ性を持ったイベントも含み得ると考えられます。（PC20・21）

なお、専らスポーツやコンサートに用いる施設である場合はその内容に応じて法第2条第1項第3号（魅力増進施設）又は第6号施設（前各号に掲げるもののほか、国内外からの観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設）に位置付けて区域整備計画に記載されることが適切であると考えております。（PC20・21）

(4) 多目的ホール

施行令第1条の基準は、専ら国際会議の用に供する室の収容人員を対象としており、主たる機能が国際会議ではないホールについて対象とすることはできないものと考えています。なお、専ら国際会議の用に供する必要があると考えておりますが、国際会議の用に供するとともに、他の機能としての活用が否定されるものではありません。（PC22）

また、「国際会議場施設」「展示等施設」は、いずれも専ら国際会議の用・展示等施設の用に供することが求められるため、両方の要件を満たす1つの施設は認められませんが、IR整備法第2条第1項第1号・第2号の国際会議場施設と展示等施設を設けた上で、

別途、法第1条第6号の施設（前各号に掲げるもののほか、国内外からの観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設）として設けることは認められます。

（5）最大国際会議室収容人員

最大国際会議室収容人員は、最大の国際会議室が当該収容人員を満たすものとして使用できることを求めるものですが、常に当該収容人員として使用することまで求めるものではなく、開催される国際会議の規模等に応じて区分けして使用することを妨げるものではありません。（PC23）

（6）建物自体の分離・点在

施行令第2条の基準は、主として展示会、見本市その他の催しの用に供する全ての室の床面積の合計を対象としており、主として展示会、見本市その他の催しの用に供する室が、IR区域内の隣接する建物等に分けて設置されている場合には、それらを合計したものが対象となります。一方、同条各号に掲げる基準は、IR推進会議取りまとめ（政令）を踏まえ、世界又は日本で開催されているMICEの開催規模、市場特性、一般的な形式等を分析した上で、我が国を代表することとなる規模等を定めるものであり、実際に我が国を代表することとなる規模等を有する施設として一体的に設置・運営される必要があると考えております。区域整備計画の認定において個別具体的に判断されることになります。（PC24）

（7）床面積

施行令第2条で規定する室の床面積の合計は室内であって実際に展示会等の用に供することができる面積であり、内法面積で計算することとしています。（PC26）

（8）「おおむね」（施行令第1条、第2条）と認められる範囲

施行令第1条及び第2条における数値基準について「おおむね」としたのは、区域整備計画の認定等に当たって、申請者が数値を満たすものとしておりましたが、事後的に技術的な課題等により数値から僅かに乖離することになった場合に認められないといった事態を避ける等のためこのような規定としたものです。なお、「おおむね」と認められる範囲については、申請後の事後的な事情により生じる変更が区域整備計画に記載の面積のみの場合等において個別具体的に判断されることになると考えられます。（PC71～77）

2. 魅力増進施設の要件 (IR 整備法施行令第3条)

○施行令第3条

(我が国の観光の魅力の増進に資する施設)

第3条 **法第2条第1項第3号の政令で定める施設**は、我が国の観光の魅力の増進に資する劇場、演芸場、音楽堂、競技場、映画館、博物館、美術館、レストランその他の施設とする。

○法第2条第3項

3 我が国の伝統、文化、芸術等を生かした公演その他の活動を行うことにより、我が国の観光の魅力の増進に資する施設であって、**政令で定めるもの**

(1) 魅力増進施設の要件

「魅力増進施設」(法第2条第1項第3号)の要件としては、我が国の観光の魅力の増進に資する劇場、演芸場、音楽堂、競技場、映画館、博物館、美術館、レストランその他の施設とされています(施行令第3条)。

都道府県等や民間事業者の創意工夫をいかにさせるよう、具体的なコンテンツの内容や発信手法については、都道府県等や民間事業者に委ねる。

(2) 魅力増進施設の具体的基準

法第2条第1項第3号の施設については、施設が満たすべき基準ではなく、施設そのものについて政令で定めるものとされていることを踏まえ、施行令第3条では、劇場、音楽堂、博物館等の施設を例示することとしたものです。当該施設の事業の内容等に関する基準については、IR 推進会議取りまとめ(政令)を踏まえ、基本方針等において検討されることが予定されています。(PC32~34)

個別の施設が第3号に該当するかどうかについては、区域整備計画の認定において判断されることとなります。(PC37~42)

○IR 推進会議取りまとめ(政令)

2. 魅力増進施設の要件

<政令の方向性>

魅力増進施設については、以下の 又は のいずれかを選択できる こととした上で、の要件を満たす機能を有するものとすべき。いずれの場合も、具体的なコンテンツの内容やその具体的な発信手法については、都道府県等や民間事業者の創意工夫に委ねるべき。

多様なコンテンツを、内容に応じた発信手法に絞った上で、魅力を幅広く伝える

《具体的な要件》

- ・ 世界中の観光客から幅広い理解を得るために、演劇・演芸、スポーツ、料理等のう

ち特定のジャンルについて、全国各地に存在するコンテンツや、コンテンツの歴史的背景等を総合的かつ体系的にまとめ、分かりやすく発信すること。

- ・ コンテンツの内容に最も適した発信手法として、展示、鑑賞、体験、販売・消費等のいずれかに絞った上で発信すること。

コンテンツを絞った上で、多様な発信手法を活用し、魅力をより深く伝える

《具体的な要件》

- ・ 世界中の観光客から高い関心を示してもらうために、演劇・演芸、スポーツ、料理等のジャンルの中から更に、歌舞伎や落語、相撲、和食等のテーマに絞った上で発信すること。
- ・ 展示、鑑賞、体験、販売・消費等施設が有するあらゆる発信手法を活用すること。

上記 に共通して、魅力増進施設がその誘客効果を維持・向上させる仕組み

《具体的な要件》

- ・ 施設の誘客効果を常に維持・向上させるため、何度訪れても新たな魅力に気づき、更なる来訪が促せるよう、新たなコンテンツの創造や、発信手法の工夫による既存コンテンツの発展に、都道府県等や民間事業者が取り組むことを求める。

(3) 魅力増進施設の範囲

法第2条第1項第3号において、我が国の観光の魅力の増進に資する施設は、「我が国の伝統、文化、芸術等を生かした公演その他の活動を行うことにより、我が国の観光の魅力の増進に資する施設」と定義されており、「我が国の伝統、文化、芸術等を生かした公演その他の活動を行う」ものに限定されており、法の定義に合わない内容を政令で規定することはできません。(PC35)

この点、法第2条第1項第6号の施設は「前各号に掲げるもののほか、国内外からの観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設」と定義されており、同項第1号から第5号までの定義に該当しない集客施設を想定しております。例えば、施行令第3条の例示として挙げられている劇場、博物館、美術館等であっても、我が国の観光の魅力の増進に資するものでなければ、法第2条第1項第6号の施設として扱われる可能性があります。また、施行令第3条に挙げられている個別の施設は例示であって、その他の施設も認められる余地はありますが、法第2条第1項第3号の定義にある「我が国の伝統、文化、芸術等を生かした公演その他の活動を行うことにより、我が国の観光の魅力の増進に資する施設」であることは必要です。いずれにしても、当該施設における事業の内容等に関する基準についてはIR推進会議取りまとめ(政令)も踏まえ、基本方針等において検討していくこととしております。(PC36)

3. 送客施設の基準（施行令第4条）

○施行令第4条

（国内における観光旅行の促進に資する施設の基準）

第4条 **法第2条第1項第4号の政令で定める基準**は、次のとおりとする。

- 一 利用者の需要を満たすことができる適当な規模の対面による情報提供及びサービスの手配のための設備並びに適当な規模の待合いの用に供する設備を有すること。
- 二 次に掲げる業務を行う機能を有し、かつ、これらの業務を複数の外国語により行うことができること。
 - イ 我が国における各地域の観光の魅力に関する情報について、視聴覚的效果を生じさせる表現その他の効果的な方法により提供する業務
 - ロ 目的地に到達するまでの経路及び交通手段並びに目的地における観光資源、交通、宿泊、食事その他の事項（二において「観光資源等」という。）に関する情報について、情報通信技術の活用を考慮した適切な方法により提供する義務
- ハ 利用者の関心に応じて、旅行の目的地及び日程並びに旅行者が提供を受けることができるサービスの内容に関する事項を定めた旅行に関する計画について提案する業務
- ニ 観光旅行を行おうとする者の需要に応じて、目的地に到達するまでの旅客及び手荷物の運送並びに目的地における観光資源等に係る予約、料金の支払その他の必要なサービスの手配を一元的に行う業務

○法第2条第4項

- 4 我が国における各地域の観光の魅力に関する情報を適切に提供し、併せて各地域への観光旅行に必要な運送、宿泊その他のサービスの手配を一元的に行うことにより、国内における観光旅行の促進に資する施設であって、**政令で定める基準**に適合するもの

（1）送客施設の基準

送客施設は、以下の～を全て満たすことが求められます（法第2条第1項第4号、施行令第4条）。

ショーケース機能：日本各地の観光の魅力や旅行者に必要な情報を、VR等の最先端技術等を活用し、効果的・適切な方法で発信（同号イ・ロ）

コンシェルジュ機能：利用者の関心等に応じ、旅行計画を提案し、必要なサービスの手配をワンストップで実施（同号ハ・ニ）

多言語対応機能：上記・について英語を含め複数の外国語で提供（同号本文）

適切な施設規模：多数の来訪客に対応できる情報提供・接客や待合のスペースを具備（同条第1号）

送客施設の基準は、IR 推進会議取りまとめ（政令）を踏まえ、観光案内に係る現状・課題に対応した基準を設けることとしたものです。（PC32）

○IR 推進会議とりまとめ（政令）

3．送客施設の要件

< 政令の方向性 >

送客施設については、以下の ~ の全ての要件を満たすものとすべき。

ショーケース機能

《具体的な要件》

- ・ VR⁵等の最先端技術によって、観光の魅力を臨場感がある形で発信するなど、効果的な方法での情報発信を行うこと。
- ・ 目的地までのルートや交通手段、目的地での観光スポット、ホテル等旅行者に必要な情報を、ICT⁶技術等も活用し、オンデマンドで分かりやすく発信するなど適切な情報発信を行うこと。

コンシェルジュ機能

《具体的な要件》

旅行者の関心・ニーズに応じて、

- ・ オーダーメイドで旅行計画を提案する機能を有すること。
- ・ その場で、目的地までのチケット、目的地での観光施設、交通機関、ホテル等の予約、決済等、必要なサービスの手配をワンストップでシームレスに行う機能を有すること。

多言語対応機能

《具体的な要件》

- ・ 上記 について、英語をはじめとした 複数の外国語で提供すること。

送客施設の規模

《具体的な要件》

- ・ 多数の来訪客のニーズに対応し、上記 ~ の機能を適切に発揮するため、適切な規模の情報提供・接客や待合のためのスペースを有すること。

（2）適切な規模（施行令第4条第1号）

特定複合観光施設区域整備推進会議取りまとめ（平成30年12月4日）を踏まえ、それぞれのIRの特性や利用者のニーズが様々であることから、施設の要件としてその規模

⁵ Virtual Reality の略。仮想現実のことを指す。

⁶ 4 Information & Communication Technology の略。（出典：総務省ホームページ 情報通信白書 用語集）

を一律に定めるのではなく、多数の来訪者のニーズに対応し、送客機能を適切に発揮するため、適当な規模の対面による情報提供・サービスの手配・待合いのための設備を有することを求めることとしております。(PC43・44)

(3) 対面による情報提供及びサービスの手配のための設備(施行令第4条第1号)

施行令第4条第1号において「対面による情報提供及びサービスの手配のための設備」を有することを求めており、対面で情報提供等を行うことは必要ですが、常時対面で情報提供を行うことまで求めるものではなく、都道府県等及び民間事業者の創意工夫により、対面以外の方法も活用しながら、効果的に情報提供等を行うことが期待されます。(PC45)

(4) 施行令第4条第1号の「施設」と同条第2号の「機能」

施行令第4条各号はいずれも国内における観光旅行の促進に資する施設が満たすべき基準を規定しているものであり、第1号の基準を満たす設備において、第2号の機能が提供されることが求められます。(PC46)

(5) 複数の外国語(施行令第4条第2号本文)

施行令第4条第2号の基準は複数の外国語であることのみを規定しており、その具体的な数について定めるものではありません。なお、日本政府観光局が実施する外国人観光案内所認定制度では、全国レベルでの観光案内に対応するカテゴリ-3において、英語とそれ以外の2以上の言語での対応を求めておりますので、これが参考になります。いずれにしても、施設の基準等について必要な事項があれば基本方針等で定めることが検討されています。(PC47)

(6) 視聴覚的效果を生じさせる表現(施行令第4条第2号イ)

施行令第4条第2号イにおいて、「視聴覚的效果を生じさせる表現」はVR等の最先端技術を想定したものです。あくまで「効果的な方法」の例として挙げたものであり、それ以外の方法を排除するものではなく、都道府県等や民間事業者の創意工夫を生かした効果的な方法により、我が国における各地域の観光の魅力に関する情報が提供されることが期待されます。(PC48)

(7) 一体としての施設

施行令第4条の第1号と第2号イからニまでの基準はいずれも国内における観光旅行の促進に資する施設が満たすべき基準として規定しているものであり、各基準を満たす別々の施設を国内における観光旅行の促進に資する施設として認めることはできません。(PC49)

4. 宿泊施設の基準（施行令第5条）

○施行令第5条

（宿泊施設の基準）

第5条 **法第2条第1項第5号の政令で定める基準**は、次のとおりとする。

- 一 全ての客室の床面積の合計がおおむね10万平方メートル以上であること。
- 二 次に掲げる事項が、国内外の宿泊施設における客室の実情を踏まえ、利用者の需要の高度化を勘案して適切なものであること。
 - イ 客室のうち最小のものの床面積
 - ロ 独立に区画されたそれぞれ1以上の居間及び寝室を有する客室（八において「スイートルーム」という。）のうち最小のものの床面積
 - ハ 客室の総数に占めるスイートルームの割合

○法第2条第5項

5 利用者の需要の高度化及び多様化に対応した宿泊施設であって、**政令で定める基準**に適合するもの

（1）宿泊施設の基準

宿泊施設の基準は以下のとおり定められています。

- （1）**全ての客室の床面積の合計が、おおむね10万㎡以上**であること（施行令第5条第1号）
- （2）以下の～が国内外の宿泊施設の実情を踏まえ適切なものであること（同条第2号）
 - 客室のうち最小のものの床面積（同号イ）
 - スイートルームのうち最小のものの床面積（同号ロ）
 - 客室の総数に占めるスイートルームの割合（同号ハ）

宿泊施設の基準については、IR推進会議取りまとめ（政令）の基本的な視点を踏まえ、世界中から観光客を集めるこれまでにないクオリティと、カジノの収益を活用して整備を行うべき施設の外形的な要件としてこれまでにないスケールを実現しつつ、民間の活力や地域の創意工夫を生かされるようにするため、我が国を代表することとなる規模等の最低基準を定めることとしたものです。（PC55～58）

具体的には、特定複合観光施設区域整備推進会議取りまとめを踏まえ、諸外国のIRの宿泊施設や世界水準の宿泊施設の総客室数、一部屋当たりの客室面積等を参考に、総客室面積の合計として**10万m2を基準**としております。一方、総客室数や一部屋当たりの客室面積等の詳細な要件は設けず、IRへの来訪者数や客層に合わせて、地域の創意工夫が生かせるような基準としております。（PC55～58）

○IR 推進会議とりまとめ（政令）

4．宿泊施設の要件

宿泊施設については、宿泊施設全体として、一定規模以上の総客室面積を有するものの整備を求めるべき。

その際、以下の～を勘案したものとすべきである。

諸外国の IR の宿泊施設を含め、近年整備された世界水準の宿泊施設の最小の客室の一部屋当たりの客室面積

() 諸外国の IR の宿泊施設を含め、近年整備された世界水準の宿泊施設の最小のスイートルームの一部屋当たりの客室面積

() 諸外国の IR の宿泊施設の総客室数に対するスイートルームの割合

諸外国の IR の宿泊施設の総客室数

「日本型 IR」は、幅広く世界中から観光客を呼び込むものであり、新たな需要を生み出すものと考えております。例えば、公共政策として IR を導入することを決定したシンガポールでは、2つの IR の導入前後5年（2009年と2014年）を比較した場合、同国全体のホテル客室数が30%増加する一方、ホテル稼働率が13%、また、客室単価が36%上昇しており、IR 区域外の事業者に対しても大きな経済波及効果をもたらしていると承知しております。なお、各客室の面積の下限は設けておらず、宿泊施設の設計に当たっては、客室の面積、スイートルームの面積、客室の総数に占めるスイートルームの割合について、諸外国の IR の宿泊施設等の状況を踏まえつつ、地域の特性や民間の創意工夫を生かし、適切なものとするのが求められます。また、IR 区域の整備は地域における経済・雇用情勢等に大きな影響を与えることから、法では、区域整備計画の作成に当たり地元において十分な合意形成を図るとともに、地元の合意を得た区域整備計画に従って IR 事業を実施することを IR 事業者¹に義務付けています。（PC59）

（2）客室のうち最小のもの²の床面積等の基準（施行令第5条第2号イ～ハ）

施行令第5条に規定する宿泊施設の基準については、特定複合観光施設区域整備推進会議取りまとめ（平成30年12月4日）を踏まえ、施行令第5条第1号において、共通の基準として、全ての客室の床面積の合計がおおむね10万m²以上であることとした上で、第2号では、民間事業者が実際に宿泊施設を設計する際の考え方を示しています。このため、宿泊施設の設計に当たっては、客室の面積、スイートルームの面積、客室の総数に占めるスイートルームの割合について、諸外国の IR の宿泊施設等の状況を踏まえつつ、地域の特性や民間の創意工夫を生かし、適切なものとするのが求められます。（PC63～66）

（3）「客室」の床面積の基準

施行令第5条で規定する宿泊施設の基準では、全ての客室の床面積の合計がおおむね10万m²以上としています。客室の床面積は室内であって実際に宿泊の用に供することが

できる面積であり、宿泊業に係る事業法である旅館業法(昭和 23 年法律第 138 号)等を参考にしつつ、内法面積で計算することとしています。(PC67)

(3) 複数のホテル・旅館

施行令第 5 条の要件を満たせば、複数のホテルと旅館が存在することは可能であると考えられます。(PC70)

(4) 「おおむね」(施行令第 5 条第 1 号)と認められる範囲

施行令第 5 条における数値基準について「おおむね」としたのは、区域整備計画の認定等に当たって、申請者が数値を満たすものとしておりましたが、事後的に技術的な課題等により数値から僅かに乖離することになった場合に認められないといった事態を避ける等のためこのような規定としたものです。なお、「おおむね」と認められる範囲については、申請後の事後的な事情により生じる変更が区域整備計画に記載の面積のみの場合等において個別具体的に判断されることになると考えております。(PC71～77)

II. 専らカジノ行為の用に供される部分（ゲーミング区域）の床面積の上限（施行令第6条）

○施行令第6条

（法第41条第1項第7号等の政令で定める面積）

第6条 **法第41条第1項第7号（法第48条第3項において準用する場合を含む。）の政令で定める面積**は、特定複合観光施設の床面積の合計の100分の3の面積とする。

○法第41条第1項第7号

（免許の基準等）

第41条 カジノ管理委員会は、第39条の免許の申請があったときは、当該申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一～六（略）

七 申請認定区域整備計画に記載された特定複合観光施設区域におけるカジノ施設の数が一を超えず、かつ、当該カジノ施設のカジノ行為区画のうち専らカジノ行為の用に供されるものとしてカジノ管理委員会規則で定める部分の床面積の合計が、カジノ事業の健全な運営を図る見地から適当であると認められるものとして**政令で定める面積**を超えないこと。

（変更の承認等）

第48条 カジノ事業者は、次に掲げる事項の変更（第三号に掲げる事項にあっては、カジノ管理委員会規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、カジノ管理委員会の承認を受けなければならない。

一～五（略）

2（略）

3 第41条第1項（第4号、第5号、第9号及び第10号を除く。）及び第2項（第1号、第4号及び第5号を除く。）の規定は、第一項の承認について準用する。

1. ゲーミング区域の床面積の上限

カジノ事業者の免許の基準の一つとして、「申請認定区域整備計画に記載された特定複合観光施設区域におけるカジノ施設の数が一を超えず、かつ、当該カジノ施設のカジノ行為区画のうち専らカジノ行為の用に供されるものとしてカジノ管理委員会規則で定める部分の床面積の合計が、カジノ事業の健全な運営を図る見地から適当であると認められるものとして政令で定める面積を超えないこと。」が求められています（法第41条第1項第7号）。

すなわち、特定複合観光施設区域（IR施設区域）内にカジノ施設の数がかつて1つだけで

あること、及び、カジノ施設のカジノ行為区画のうち専らカジノ行為の用に供される床面積（ゲーミング区域の床面積）の合計の上限が政令で定める面積を超えないことが求められています。

施行令第6条では、ゲーミング区域の床面積の上限は、IR施設の床面積の合計の**3%**とされました。

ゲーミング区域の床面積の上限については、特定複合観光施設区域整備推進会議取りまとめ（平成29年7月31日）（以下「IR推進会議取りまとめ（法律）」といいます。）⁷においては、シンガポールにおけるカジノ施設の面積規制を参考に、絶対値を定めることが提言されていました。

○IR推進会議取りまとめ（法律）（2017年7月31日）

<制度設計の方向性>

・以下の2つの観点を組み合わせてカジノ施設の規模の上限等を設定すべきである。

）カジノ施設がIR施設のおくまで一部に過ぎない位置付けであること

）カジノ施設の面積が上限値（絶対値）を超えないこと

）の上限値（絶対値）の対象は、カジノ施設のうち、専らカジノ行為の実施や現場でその運営管理・監督等をするための区域（ゲーミング区域）とすべきである。

（参考）シンガポールにおけるカジノ施設の面積規制

カジノ施設のうち、ゲーミング区域について面積規制（15,000 m²）

ゲーミング区域：ゲームの実施やゲームの運営管理・監督をするための場所

カジノ施設 = ゲーミング区域 + 附帯区域（主要通路、飲食スペース、トイレ、バックヤード等）

しかしながら、「与党IR実施法に関する検討WTとりまとめ（2018年4月3日）」を経て、ゲーミング区域の床面積の上限については、絶対値を設けず、延床面積の3%とすることとされました。

○与党IR実施法に関する検討WTとりまとめ（2018年4月3日）

カジノ施設規模については、我が国の場合は立地地域や規模が未確定であることなどから、絶対値で制限するのではなく、IR施設の延床面積の3%以下に制限する。その際、敷地ではなく、延床面積の3%とすることで、「一部に過ぎないこと」を確実に担保する一方で、依存防止については、厳格な入場回数制限や入場料の引上げ等と合せて万全を期す。

⁷ https://www.kantei.go.jp/jp/singi/ir_promotion/ir_kaigi/pdf/h290731_kettei.pdf

さらに、IR 推進会議取りまとめ（政令）（2018 年 12 月 4 日）では、ゲーミング区域の床面積の上限 IR 施設の建築物の床面積の合計の 3%とすることが提言されました。

○IR 推進会議取りまとめ（政令）（2018 年 12 月 4 日）

・専らカジノ行為の用に供される部分（ゲーミング区域）の床面積の上限の考え方
<政令の方向性>

- ・「ゲーミング区域の床面積の合計」は、「IR 施設全体の面積」に対する「一定の割合」を超えない面積 とすべき。
- ・具体的には、「IR 施設全体の面積」は、「IR 施設の建築物の床面積の合計」とし、「一定の割合」は、シンガポールの実例を踏まえ、「3%」とすべき。

2. 絶対値による定めを行わなかった理由

IR の立地地域や規模が未確定である状況では、規模の上限を絶対値で定めることによりカジノ事業の収益を活用して整備される IR の施設規模が制限される可能性もあり、法の目的である国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するという目的の制約要因となりかねないため、施行令第 6 条は、絶対値による規制ではなく、割合による規制とすることが適切であると考えに基づき定められています。なお、御指摘の「カジノへののめり込みを防止するとの観点」については、カジノ施設の規模や数の制限のほか、

- ・日本人等を対象とした一律の入場回数制限や入場料の賦課
- ・依存防止規程に基づく本人・家族の申出等による利用制限措置や相談窓口の設置といった、利用者の個別の事情に応じた対応
- ・日本人等に対する貸付業務や、広告・勧誘等の誘客時における規制

といった重層的・多段階的な取組を制度的に整備しているところです。（PC81～85）

3. 「特定複合観光施設の床面積」の解釈

施行令第 6 条における「特定複合観光施設」は、法第 2 条第 1 項に規定されている定義によるものです。「特定複合観光施設」を構成する各施設の定義や各施設に何が含まれるか等については基本方針等で定めることとしております。（PC87）

カジノ施設及び法第 2 条第 1 項第 6 号に該当する施設の床面積も合算されることとなります。（PC88）

「特定複合観光施設の床面積の合計」は、カジノ施設を含む IR 施設のうち建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 1 項第 1 号の定義に該当する全ての建築物の床面積の合計を指すものです。御指摘の「カジノ施設それ自体や立体駐車場」のうち、カジノ施設については法第 2 条第 1 項に定義するとおり IR 施設に含まれる一方、立体駐車場については、IR 施設に該当する建築物であれば含まれることとなりますが、その算入範囲等については区域整備計画の認定に当たり個別に判断することとなります。（PC89）

○建築基準法第2条第1項第1号

(用語の定義)

第2条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 建築物 土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）これに附属する門若しくは扉、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設（鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨（こ）線橋、プラットホームの上家、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。）をいい、建築設備を含むものとする。

「床面積の合計」は、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第3号により算定したIR施設の建築物全体の床面積の合計を指すものです。(PC90・91)

○建築基準法施行令第2条第1項3号

(面積、高さ等の算定方法)

第2条 次の各号に掲げる面積、高さ及び階数の算定方法は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～二(略)

- 三 床面積 建築物の各階又はその一部で壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積による。

規模規制の分母については、カジノ収益の内部還元によるIR区域整備を通じた観光及び地域経済の振興という法の趣旨に鑑みると、IR施設のうち、公益的機能を有する部分であって整備に一定の費用を要する建築物部分の規模を表す床面積の合計とすることが最も適切であると考えております。(PC92)

なお、段階的開発であるか否かにかかわらず、ゲーミング区域の床面積の合計が、営業を開始することとなるIR施設の床面積の合計の3%を超えないこととなっている必要があります。(PC93)

III. IR 区域以外の地域でカジノ事業者等に関する広告物の表示等が制限されない施設 (施行令第 15 条)

○施行令第 15 条

(外国人旅客の乗降、待合いその他の用に供する施設)

第 15 条 **法第 106 条第 2 項第 1 号の政令で定める施設**は、航空法(昭和 27 年法律第 231 号)第 2 条第 19 項に規定する国際航空運送事業の用に供される空港内の旅客ターミナル施設又は海上運送法(昭和 24 年法律第 187 号)第 19 条の 4 第 1 項に規定する対外旅客定期航空路事業若しくは本邦の港と本邦以外の地域の港との間における人の運送をする同法第 2 条第 6 項に規定する不定期航空路事業の用に供される港湾内の旅客施設(これらの施設のうち、外国人旅客が入国に際し次に掲げる処分に係る手続きが完了するまで滞在することができる部分に限る。)とする。

- 一 出入国管理及び難民認定法第 3 条第 1 項第 2 号に規定する上陸の許可等
- 二 関税法(昭和 29 年法律第 61 号)第 67 条の許可

○法第 106 条第 2 項第 1 号

(広告及び勧誘の規制)

第 106 条(略)

2 何人も、カジノ事業又はカジノ施設に関して、次に掲げる方法で広告をしてはならない。

- 一 特定複合観光施設区域以外の地域(主として公共交通機関を利用する外国人旅客の乗降、待合いその他の用に供する施設として政令で定めるものを除く。次号において同じ。)において、広告物(常時又は一定の期間継続して公衆に表示されるものであって、看板、立看板、貼り紙及び貼り札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。)を表示すること。
- 二 特定複合観光施設区域以外の地域においてビラ等(ビラ、パンフレット又はこれらに類する広告の用に供される文書図画をいう。以下この号において同じ。)を頒布し、又は特定複合観光施設区域において二十歳未満の者に対してビラ等を頒布すること。

IR 区域以外の地域でカジノ事業者等に関する広告物の表示等が制限されない施設について、国際線が就航する空港や外航クルーズ船等が就航する港湾の旅客ターミナルのうち、外国人旅客が入国手続きを完了するまでの間に滞在することができる部分に限定してあります(法第 106 条第 2 項第 1 号、施行令第 15 条)。

これは、IR 推進会議取りまとめ(政令)を踏まえたものです。

○IR 推進会議取りまとめ(政令)

. IR 区域以外の地域でカジノ事業等に関する広告物の表示等が制限されない施設の考え方

< 政令の方向性 >

IR 区域以外の地域でカジノ事業及びカジノ施設（以下「カジノ事業等」という。）に関する広告物の表示等が制限されない施設については、国際線(チャーター便を含む。)が就航する空港や外航旅客定期航路事業や外航クルーズ船が就航する港湾の旅客ターミナルとすべき。

なお、これらの施設であっても、日本人も多く利用する区域があることから、広告物の表示等が制限されない区域は、入国審査等、外国人旅客が入国手続（いわゆる CIQ⁸）を完了するまでの間に滞在することができる部分に限定すべき。

⁸ 国境を越える交通や物流において必要となる手続である税関（Customs）、出入国管理（Immigration）、検疫（Quarantine）を包括した略称。

IV. マネー・ローンダリング対策（本人確認等の対象となる特定取引の範囲・現金取引報告（CTR）の対象となる取引の範囲）

1. 本人確認等の対象となる特定取引の範囲（犯収法施行令第7条第4号等）

○犯収法施行令第7条

（金融機関等の特定取引）

第7条 **次の各号に掲げる法の規定に規定する政令で定める取引**は、当該各号に定める取引・・・とする。

一～三（略）

四 法別表第2条第2項第40号に掲げる者の項 次のいずれかに該当する取引

イ 特定資金移動業務(特定複合観光施設区域整備法(平成30年法律第80号)第2条第8項第2号イに規定する特定資金移動業務をいう。ホにおいて同じ。)又は特定資金受入業務(同号ロに規定する特定資金受入業務をいう。二及びホにおいて同じ。)に係る口座の開設を行うことを内容とする契約の締結

ロ 特定資金貸付契約(特定複合観光施設区域整備法第73条第10項に規定する特定資金貸付契約をいう。ホにおいて同じ。)の締結

ハ チップ(特定複合観光施設区域整備法第73条第6項に規定するチップをいう。以下ハにおいて同じ。)の交付若しくは付与又は受領をする取引(第3項第6号において「チップ交付等取引」という。)であって、当該取引に係るチップの価額が30万円を超えるもの

ニ 特定資金受入業務に係る金銭の受入れ

ホ 特定資金受入業務に係る金銭の払戻し(特定資金移動業務に係る為替取引を伴うものを除く。)、特定資金貸付契約に係る債権の弁済の受領(特定複合観光施設区域整備法第2条第8項第2号イに規定するカジノ管理委員会規則で定める金融機関が行う為替取引(口座間の金銭の移動に係るものに限る。)を伴うものを除く。)又は同号ニに掲げる業務に係る金銭の両替(第3項第7号において「カジノ関連金銭受払取引」という。)であって、当該取引の金額が30万円を超えるもの

ヘ カジノ行為関連景品類(特定複合観光施設区域整備法第2条第13項に規定するカジノ行為関連景品類をいい、同項第1号に掲げるものに限る。以下ヘ及び第3項第8号において同じ。)の提供であって、当該提供に係るカジノ行為関連景品類の価額が30万円を超えるもの

五～七（略）

2（略）

3 特定事業者が同一の顧客等との間で2以上の次の各号に掲げる取引を同時に又は連続して行う場合において、当該2以上の取引が1回当たりの取引の金額を減少させる

ために 1 の当該各号に掲げる取引を分割したものの全部又は一部であることが一見して明らかであるものであるときは、当該 2 以上の取引を 1 の取引とみなして、第 1 項の規定を適用する。

一～五（略）

六 チップ交付等取引

七 カジノ関連金銭受払取引

八 カジノ行為関連景品類の提供

九（略）

○犯収法施行令第 15 条

（少額の取引等）

第 15 条 **法第 7 条第 1 項に規定する政令で定める取引**は、次に掲げるものとする。

一（略）

二 その価額が 1 万円以下の財産の財産移転に係る取引

三 前号に掲げるもののほか、次のイから八に掲げる特定事業者の区分に応じ、当該イから八に定める取引

イ（略）

ロ 法第 2 条第 2 項第 40 号に掲げる特定事業者第 7 条第 1 項第 4 号ホに規定する金銭の両替であって、当該取引の金額が 30 万円以下のもの

ハ（略）

四（略）

2（略）

○犯収法

（定義）

第 2 条（略）

2 この法律において「特定事業者」とは、次に掲げる者をいう。

一～三十九（略）

四十 特定複合観光施設区域整備法（平成 30 年法律第 80 号）第 2 条第 9 項に規定するカジノ事業者

四十一～四十八

3（略）

（取引時確認等）

第 4 条 特定事業者（中略）は、顧客等との間で、別表の上欄に掲げる特定事業者の区分に応じそれぞれ同表の中欄に定める業務（以下「特定業務」という。）のうち同

表の下欄に定める取引（次項第2号において「特定取引」といい、同項前段に規定する取引に該当するものを除く。）を行うに際しては、主務省令で定める方法により、当該顧客等について、次の各号（中略）に掲げる事項の確認を行わなければならない。

- 一 本人特定事項（自然人にあっては氏名、住居（本邦内に住居を有しない外国人で政令で定めるものにあつては、主務省令で定める事項）及び生年月日をいい、法人にあっては名称及び本店又は主たる事務所の所在地をいう。以下同じ。）
- 二 取引を行う目的
- 三 当該顧客等が自然人である場合にあっては職業、当該顧客等が法人である場合にあっては事業の内容
- 四 当該顧客等が法人である場合において、その事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるもの

2～6（略）

（取引記録等の作成義務等）

第7条 特定事業者（次項に規定する特定事業者を除く。）は、特定業務に係る取引を行った場合には、少額の取引その他の政令で定める取引を除き、直ちに、主務省令で定める方法により、顧客等の確認記録を検索するための事項、当該取引の期日及び内容その他の主務省令で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

2・3（略）

別表（第4条関係）

| 特定事業者 | 特定業務 | 特定取引 |
|-----------------|--|--|
| 第2条第2項第40号に掲げる者 | 特定複合観光施設区域整備法第2条第8項に規定するカジノ業務(同条第7項に規定するカジノ行為を除く。) | チップ（同法第73条第6項に規定するチップをいう。）の交付又は付与をする取引その他の政令で定める取引 |

（1）カジノ事業者の犯収法上の取引時確認等の義務

ア 犯収法上の義務の概要

犯罪による収益の移転に関する法律（以下「犯収法」といいます。）は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与を未然に防止するための法律です。

犯収法上、金融機関等の「特定事業者」に該当する者は以下の義務を負います。

- ・ 取引時確認の義務（同法第4条）

- ・ 確認記録の作成・保存義務（同法 6 条）
- ・ 取引記録等の作成・保存義務（同法第 7 条）
- ・ 疑わしい取引の届出義務（同法第 8 条）
- ・ 取引時確認等を的確に行うための措置（同法第 11 条）

「特定事業者」による「取引時確認」の義務（同法第 4 条）は、以下のとおりです。

個人顧客

- ・ 本人特定事項（氏名、住居、生年月日）
- ・ 取引を行う目的
- ・ 職業

法人顧客

- ・ 本人特定事項（商号・名称、本店又は主たる事務所の所在地）
- ・ 取引を行う目的
- ・ 事業内容
- ・ 実質的支配者の本人特定事項
- ・ 取引担当者の本人特定事項・代理権の確認

「特定事業者」は、「特定取引」及び「特定業務」について以下の義務を負います。

「特定取引」・・・「取引時確認」及び「確認記録の作成・保存」の対象となる取引
 「特定業務」は、「取引記録等の作成・保存」及び「疑わしい取引の届出」の対象となる取引

イ カジノ事業者（「特定事業者」）

IR 整備法の制定に伴い、IR 整備法第 2 条第 9 項に規定する「カジノ事業者」が「特定事業者」として指定されます（犯収法第 2 条第 2 項第 40 条）。

ウ カジノ事業者の「特定業務」（「取引記録等の作成・保存」及び「疑わしい取引の届出」の対象となる取引）

カジノ事業者の「特定業務」（「取引記録等の作成・保存」及び「疑わしい取引の届出」の対象となる取引）は、カジノ業務（法第 2 条第 7 項のカジノ行為を除く）とされています（犯収法別表（第 4 条関係））。

具体的には、カジノ業務のうち、「カジノ施設におけるカジノ行為を顧客との間で行い、又は顧客相互間で行わせることに係る業務（以下「カジノ行為業務」という。）」（法第 2 条第 8 項第 1 号）を除く、以下の業務が対象となります。

カジノ施設におけるカジノ行為を顧客との間で行い、又は顧客相互間で行わせること

に係る業務（「カジノ行為業務」）（法第2条第8項第1号）
特定資金移動業務（カジノ行為を行う顧客の依頼を受けて当該顧客の金銭について行う銀行その他のカジノ管理委員会規則で定める金融機関を介し、カジノ事業者の管理する当該顧客の口座と当該顧客の指定する預貯金口座との間で当該顧客の金銭の移動に係る為替取引を行う業務）（同項第2号イ）
特定資金受入業務（カジノ行為を行う顧客の依頼を受けて当該顧客の金銭について行う当該顧客の金銭を受け入れる業務）（同号ロ）
特定資金貸付業務（カジノ行為を行う顧客の依頼を受けて当該顧客の金銭について行う当該顧客に金銭を貸し付ける業務）（同号ハ）
カジノ行為を行う顧客の依頼を受けて当該顧客の金銭について行う金銭の両替を行う業務（同号ニ）
上記に掲げる業務に附帯する業務（同条第3号）

なお、「特定業務」から、「カジノ業務」（法第2条第8項）のうち、「カジノ行為」（同条第7項）が除外されています。

「カジノ行為」とは、カジノ事業者と顧客との間又は顧客相互間で、同一の施設において、その場所に設置された機器又は用具を用いて、偶然の事情により金銭の得喪を争う行為であって、海外において行われているこれに相当する行為の実施の状況を勘案して、カジノ事業の健全な運営に対する国民の信頼を確保し、及びその理解を得る観点から我が国においても行われることが社会通念上相当と認められるものとしてその種類及び方法をカジノ管理委員会規則で定めるものをいいます（法第2条第7項）。すなわち、ゲーミング行為そのもののことです。

カジノ行為（ゲーミング行為）自体の違反やチート行為そのものは、犯収法上の「特定業務」ではなく、疑わしい取引の届出の対象とはなりません。こういった行為に伴い、チップの交付・付与・受領をする取引（「チップ交付等取引」）が行われる場合には、マネー・ローンダリングとして疑わしい取引の届出の対象となると考えられます。

エ カジノ事業者の「特定取引」（「取引時確認」及び「確認記録の作成・保存」の対象となる取引）

カジノ事業者の「特定取引」（「取引時確認」及び「確認記録の作成・保存」の対象となる取引）の対象となる取引としては、犯収法施行令第7条において以下のものが定められました。

○カジノ事業者の「特定取引」

「特定資金移動業務」⁹又は「特定資金受入業務」¹⁰に係る口座の開設を行うことを内容とする契約の締結（犯収法施行令第7条第1項第4号イ）

「特定資金貸付契約」¹¹の締結（同号ロ）

「チップ」¹²の交付・付与・受領をする取引（「チップ交付等取引」）であって、当該取引に係るチップの価額が30万円を超えるもの（同号ハ）

「特定資金受入業務」に係る金銭の受入れ（同号二）

「カジノ関連金銭受払取引」（以下のいずれかの取引）当該取引の金額が30万円を超えるもの（同号ホ）

- ・ 「特定資金受入業務」に係る現金による払戻し
- ・ 「特定資金貸付契約」に係る債権の弁済の現金による受領
- ・ カジノ行為を行う顧客の依頼を受けて当該顧客の金銭について行う「金銭の両替」

¹³

「カジノ行為関連景品類」（顧客をカジノ行為に誘引するための手段として、カジノ事業者がカジノ行為に付随して相手方に提供する物品、金銭、役務その他の経済上の利益¹⁴に限る。）の提供であって、当該提供に係るカジノ行為関連景品類の価額が30万円を超えるもの（同号ヘ）

これは、IR 推進会議取りまとめ（政令）において、以下のとおり提言されたことを受けたものです。

○IR 推進会議取りまとめ（政令）（2018年12月4日）

・ マネー・ローンダリング対策（本人確認等の対象となる特定取引の範囲・現金取引報告（CTR）の対象となる取引の範囲）の考え方

< 政令の方向性 >

（本人確認等の対象となる特定取引の範囲）

⁹ 「特定資金移動業務」とは、カジノ行為を行う顧客の依頼を受けて当該顧客の金銭について行う銀行その他のカジノ管理委員会規則で定める金融機関を介し、カジノ事業者の管理する当該顧客の口座と当該顧客の指定する預貯金口座との間で当該顧客の金銭の移動に係る為替取引を行う業務（法第2条第8項第2号イ）。

¹⁰ 「特定資金受入業務」とは、カジノ行為を行う顧客の依頼を受けて当該顧客の金銭について行う当該顧客の金銭を受け入れる業務（法第2条第8項第2号ロ）。

¹¹ 「特定資金貸付契約」とは、顧客からカジノ行為に供しようとする金銭の貸付けに係る依頼を受け、当該顧客との間でカジノ事業者が締結する特定資金貸付業務に係る契約をいう（法第73条第10項）。

¹² 「チップ」とは、金銭の額に相当する価額を有するものとして交付又は付与をされる証票、電子機器その他の物又は番号、記号その他の符号であって、カジノ行為を行うために提示、交付その他の方法により使用することができるものをいう（法第73条第6項）。

¹³ 法第2条第8項第2号二

¹⁴ 法第2条第13項第1号

- ・ 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号。以下「犯収法」という。）における「特定事業者」として、カジノ事業者が、本人確認（取引時確認）等を行うことが義務付けられる「特定取引」の範囲は、カジノ事業者と顧客との間の現金とチップの交換の他、カジノ事業者が管理する顧客の口座の開設や顧客からの金銭の受入れ、貸付け等に係る取引、カジノ行為関連景品類（コンプ）の提供等に係る取引 とすべき。
- ・ 「特定取引」のうち、現金とチップの交換等について閾値 を定める場合には、FATF¹⁵ 勧告（3千ドル/ユーロ）を参考とすべき。

FATF 勧告 22 及びその解釈ノートにおいて、カジノにおいて顧客が 3000 ドル/ユーロ以上の金融取引に従事する場合に顧客管理措置を取ることを求めている。

「チップ」の交付・付与・受領をする取引、「特定資金受入業務」に係る現金による払戻し、「特定資金貸付契約」に係る債権の弁済の現金による受領、カジノ行為を行う顧客の依頼を受けて当該顧客の金銭について行う「金銭の両替」、「カジノ行為関連景品類」（顧客をカジノ行為に誘引するための手段として、カジノ事業者がカジノ行為に付随して相手方に提供する物品、金銭、役務その他の経済上の利益に限る。）の提供については、いずれも、「当該取引の金額が 30 万円を超えるもの」のみ、「特定取引」の対象となります（犯収法施行令第 7 条第 1 項第 4 号八、ホ、ヘ）。これは、FATF 勧告 22 及びその解釈ノートにおいて、カジノにおいて顧客が 3000 ドル/ユーロ以上の金融取引に従事する場合に顧客管理措置を取ることを求めていることを踏まえたものです。

これに対して、「特定資金移動業務」・「特定資金受入業務」に係る口座の開設を行うことを内容とする契約の締結、「特定資金貸付契約」の締結、「特定資金受入業務」に係る金銭の受入れについては、当該取引の金額が 30 万円を超えないものについても「特定取引」の対象となります（犯収法施行令第 7 条第 1 項第 4 号イ・ロ・二）。

オ カジノ事業者の敷居値あたりの金額を分割したことが明らかな取引

特定事業者が同一の顧客等との間で二つ以上の以下の取引を同時にまたは連続して行う場合において、当該二以上の取引が 1 回当たりの取引の金額を減少させるために以下に掲げる取引を分割したものの全部または一部であることが一見して明らかである場合は、当該二以上の取引を一の取引とみなして、「特定取引」該当性が判断されます（犯収法施行令第 7 条第 3 項）。

カジノ事業者の行う取引については、30 万円の敷居値（30 万円を超える取引のみが対象）のある以下の取引が対象となります。

¹⁵ Financial Action Task Force：国際金融作業部会。マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策のための国際基準を策定する多国間の枠組みとして、1989 年のアルシュ・サミット経済宣言によって設立。

- ・ 「チップ交付等取引」(犯収法施行令第 7 条第 3 項第 6 号)
- ・ 「カジノ関連金銭受払取引」(同項第 7 号)
- ・ 「カジノ行為関連景品類」(顧客をカジノ行為に誘引するための手段として、カジノ事業者がカジノ行為に付随して相手方に提供する物品、金銭、役務その他の経済上の利益に限る。)(同項第 8 号)

カ 取引記録等の記録から除外される取引

上記ウのとおり、カジノ事業者による取引記録等の作成・保存（犯収法第 7 条）の対象となるのは、以下の「特定業務」です。

- 特定資金受入業務（カジノ行為を行う顧客の依頼を受けて当該顧客の金銭について行う当該顧客の金銭を受け入れる業務）(同号ロ)
- 特定資金貸付業務（カジノ行為を行う顧客の依頼を受けて当該顧客の金銭について行う当該顧客に金銭を貸し付ける業務）(同号ハ)
- カジノ行為を行う顧客の依頼を受けて当該顧客の金銭について行う金銭の両替を行う業務（同号ニ）
- 上記に掲げる業務に附帯する業務（同条第 3 号）

もっとも、このうち、その価額が 1 万円以下の財産の財産移転に係る取引、及び、金銭の両替であって、当該取引の金額が 30 万円以下のものについては、取引記録等の作成・保存義務から除外されます（犯収法施行令第 15 条第 1 項第 2 号、第 3 号ロ）。

2. 現金取引報告（CTR）の対象となる取引の範囲（法第 109 条第 1 項、施行令第 16 条）

○施行令第 16 条

（届出の対象となる取引）

第 16 条 **法第 109 条第 1 項の政令で定める取引**は、次に掲げる取引とする。

- 一 チップの交付若しくは付与又は受領をする取引
- 二 法第 2 条第 8 項第 2 号ロに規定する特定資金受入業務に係る金銭の受入れ若しくは払戻し、特定資金貸付契約に係る債権の弁済の受領又は同号ニに掲げる業務に係る両替

2 **法第 109 条第 1 項の政令で定める額**は、100 万円とする。

○法第 109 条

（取引の届出等）

第 109 条 カジノ事業者は、顧客との間で、カジノ業務に係る取引のうち、**チップの**

交付等をする取引その他の政令で定める取引であって、**政令で定める額**を超える現金の受払いをするものを行ったときは、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、遅滞なく、当該取引の内容、金額その他カジノ管理委員会規則で定める事項をカジノ管理委員会に届け出なければならない。

2（略）

（１）現金取引報告（CTR）

カジノ事業者は、顧客との間で、カジノ業務に係る取引のうち、以下のいずれかの取引であって、100万円を超える現金の受払いをするものを行ったときは、遅滞なく、当該取引の内容、金額その他カジノ管理委員会規則で定める事項をカジノ管理委員会に届け出なければなりません（法第109条第1項、施行令第16条）。

チップの交付若しくは付与又は受領をする取引（施行令第16条第1項第1号）
特定資金受入業務に係る金銭の受入れ・払戻し（同項第2号）
特定資金貸付契約に係る債権の弁済の受領（同項第2号）
カジノ行為を行う顧客の依頼を受けて当該顧客の金銭について行う金銭の両替を行う業務に係る両替（同項第2号）

法第109条第1項に基づく現金取引報告（CTR）は、カジノ事業がマネー・ローンダリングに利用されるリスクが高く、また、米国やシンガポール等の諸外国のカジノでもCTRが導入することを踏まえ、犯収法の規制に上乗せして導入された制度です（PC113～115）。

金額が「100万円超」（施行令第16条第2項）とされたのは、米国が1万ドル超、シンガポールが1万シンガポールドル以上とされていることを踏まえたものです（PC108～112）。

○IR 推進会議取りまとめ（法律）

一定額以上の現金取引の届出

カジノ事業は、現金取引を原則とし、1年を通じて多額の現金とチップの交換等が頻繁に行われること等から、マネー・ローンダリングのリスクが高いという特性に鑑み、諸外国の規制を参考にして、犯罪収益移転防止法の枠組みに上乗せして、一定額以上の全ての現金取引についてカジノ管理委員会への届出（CTR：Cash Transaction Report）を義務付けるべきである。

○IR 推進会議取りまとめ（政令）

・マネー・ローンダリング対策（本人確認等の対象となる特定取引の範囲・現金取引報告（CTR）の対象となる取引の範囲）の考え方

(現金取引報告(CTR)の対象となる取引の範囲)

- ・ 現金取引報告(CTR¹⁶)の対象となる取引の範囲については、カジノ事業者と顧客との間の現金とチップの交換等、現金の受払いが行われるとすべき。
- ・ その閾値については、米国(1万ドル超)やシンガポール(1万シンガポールドル以上)を参考とすべき。

(2) 現金取引報告(CTR)の対象とならない取引

現金取引報告(CTR)は、カジノ事業がマネー・ローンダリングに利用されるリスクが高く、また、米国やシンガポール等の諸外国のカジノでもCTRが導入されていること等を踏まえて導入された制度であり、カジノ以外のIRにおける取引については対象としていません(PC117)。

現金取引報告(CTR)の対象は、現金により受払いが行われたもののみであり、特定資金貸付契約の個々の貸付けは、法第76条第1項の規定の趣旨から現金による貸付けは想定されないため、対象としていません(PC118)。これに対して、特定資金貸付契約に係る弁済の受領については現金による受払いが想定されるため、対象とされています(PC118)。

なお、現金取引報告(CTR)の対象とされる取引については、犯収法上の取引時確認により本人特定事項を確認する取引であって現金の受払いが想定されるものを対象としていますが、犯収法は「債権の譲受者」に取引時確認の義務を貸しておらず、本人特定事項を確認する必要がないことから、現金取引報告(CTR)の対象とされていません(PC118)。

3 IR整備法上のその他のマネー・ローンダリング規制

IR整備法には、上記1の犯収法に基づく規制と上記2の現金取引報告(CTR)に加えて以下の規制が設けられています。

(1) 取引時確認等の措置等の的確な実施のための措置(法第103条)

犯収法第11条では、「取引時確認等を的確に行うための措置」は努力義務に留まるものとされています。

これに対して、法第103条は、犯収法第11条の規定に関わらず、同条に基づく取引時確認等の措置、チップの譲渡等の防止のための措置(法第104条)、チップの譲渡等の禁止の表示(法第105条)及び取引の届出(法第109条第1項)「取引時確認等の措置等」を的確に実施するため、「犯罪収益移転防止規程」に従って、取引時確認をした事項に係る情報を最新の内容に保つための措置を講ずるほか、次に掲げる措置を講じなければなりません(法的義務)。

¹⁶ Cash Transaction Report : 現金取引報告。

取引時確認等の措置等の的確な実施のための従業者に対する教育訓練の実施（法第103条第1項第1号）

取引時確認等の措置等の的確な実施のための体制の整備（取引時確認等の措置等の的確な実施のために必要な業務を統括管理する者及び当該業務を監査する者の選任を含む。）（同項第2号）

取引時確認等の措置等に関する評価の実施（同項第3号）

前3号に掲げるもののほか、犯罪収益移転危険度調査書の内容又はカジノ事業の特性を勘案して講ずべきものとしてカジノ管理委員会規則で定める措置（同項第4号）

カジノ事業者は、取引時確認等の措置等の的確な実施のための措置に関して、以下の義務を負います（法第103条第2項、第68条第3項）。

- ・ 犯罪収益移転防止規程の遵守。
- ・ 取引時確認等の措置等の的確な実施のための措置（法第103条第1項）の的確な実施に関し、統括管理者のその職務を行う上での意見を尊重。
- ・ 「取引時確認等の措置等に関する評価」（上記・法第103条第1項第3号）を行ったときは、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、遅滞なく、当該評価の結果をカジノ管理委員会に届け出る義務。
- ・ カジノ事業者は、取引時確認等の措置等に関する監査報告の内容の通知を受けたときは、遅滞なく、これをカジノ管理委員会に届け出る義務。

これらの義務は、IR推進会議取りまとめ（法律）において、以下のとおり提言されたことを受けたものです。

OIR 推進会議取りまとめ（法律）

< 制度設計の方向性 >

カジノ事業者に対し、マネー・ローンダリング対策に係る業務について、万全の内部管理体制の整備を例外なく義務付けるべきである。

また、カジノ事業者が実施する自己評価及び監査の結果については、その都度カジノ管理委員会に報告させることとすべきである。

（2）チップの譲渡等の防止のための措置・チップの譲渡等の禁止の表示（法第104条・第105条）

カジノ事業者は、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、顧客がチップを他人（自己と生計を一にする配偶者その他の親族（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び当該事情にある者の親族を含む。）及び当該カジノ事業者を除く。）に譲渡すること及びチップを他人から譲り受けることを防止するために必要な措

置を講じなければなりません（法第 104 条第 1 項）。

また、カジノ事業者は、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、顧客がチップをカジノ行為区画の外に持ち出すことを防止するために必要な措置を講じなければなりません（法第 104 条第 2 項）。

さらに、カジノ事業者は、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、顧客がチップを他人に譲渡し、若しくはチップを他人から譲り受け、又はチップをカジノ行為区画の外に持ち出すことが禁止されている旨を、本人確認区画及びカジノ行為区画に表示しなければなりません（法第 105 条）。

これらの措置は、IR 推進会議取りまとめ（法律）において、以下のとおり提言されたことを受けたものです。海外（米国やシンガポール）にもない措置であり、世界最高水準のマナー・ロンドリング規制を目指すものです。

○IR 推進会議取りまとめ（法律）

< 制度設計の方向性 >

カジノ施設内での顧客間のチップ、バウチャー等（以下「チップ等」という。）の譲渡については、原則として禁止し、日本独自の規制を導入すべきである。

カジノ施設外へのチップ等の持ち出しについては、禁止すべきである。

これらの規制の執行のための措置として、カジノ事業者に対し、

- ・カジノ施設利用約款において、上記の禁止事項について規定すること
 - ・入退場ゲートやカジノ施設内に、上記の禁止事項を表示させること
 - ・監視カメラや従業員による巡回警備等を通じて、チップ等の譲渡やカジノ施設外への持ち出しが行われないよう監視を行うこと
- 等の措置を講じることを義務付けるべきである。

また、チップについて入退場ゲートで反応する IC タグを内蔵するなどの機能上の規制を設けることについて検討すべきである。

V. カジノ事業の免許等の欠格事由となる罰金刑の対象となる罪

1. カジノ事業免許の申請者の欠格事由（法第 41 条第 2 項）

法第 41 条第 2 項各号は、カジノ事業者として免許申請する者の欠格事由を定めています。

1 申請者の欠格事由（1号）

イ 申請認定区域整備計画に記載された認定設置運営事業者でない者（同号イ）

ロ IR 整備法またはこれに相当する外国の法令の免許、許可、認定、指定を取り消され5年を経過しない者（同号ロ）

ハ IR 整備法またはこれに相当する外国の法令の認可を取り消され5年を経過しない者（同号ハ）

ニ ロ・ハに規定する行政処分を取り消され、または更新が拒否された法人等の役員であった者で、当該取消し・更新の拒否の日から起算して5年を経過しないもの（同号ニ）

ホ 解任命令を受けた役員で解任命令から5年を経過しない者（同号ホ）

ヘ IR 整備法または外国の法令に違反その他の罰金刑を受け5年を経過しない者（同号ヘ） 施行令第7条第1項

2 申請者（株式会社）の役員の欠格事由（2号）

イ 個人の場合

20歳未満の者（同号イ（1））

破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者（同号イ（2））

上記1ハからホ（第1号ハからホ）までに掲げる者のいずれかに該当する者（同号イ（3））

従業員の確認を取り消され5年を経過しない者（同号イ（4））

禁固以上の刑の執行を終わり5年を経過しない者（同号イ（5））

IR 整備法または外国の法令に違反その他の罰金刑を受け5年を経過しない者（同号イ（6）） 施行令第7条第2項

アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者（同号イ（7））

暴力団員または暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（同号イ（8））

心身の故障によりカジノ事業を的確に遂行することができない者としてカジノ管理委員会規則で定めるもの（同号イ（9））

ロ 法人の場合

上記1ロからヘ（第1号ロからヘ）までに掲げる者のいずれかに該当する者（同号ロ）

3 出資、融資、取引その他の関係を通じて申請者の事業活動に支配的な影響力を有

する者の欠格事由（３号）

4 申請者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者の欠格事由（４号）

5 申請者の認可施設土地権利者の欠格事由（５号）

2 カジノ事業免許等の欠格事由に係る罪

（１）カジノ事業免許の申請者の欠格事由に係る罪（法第 41 条第 2 項第 1 号へ）

法第 41 条第 2 項第 1 号へでは、以下の から㊸までのいずれかの罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、当該刑の執行を終わり、又は当該刑の執行を受けることがなくなった日から起算して 5 年を経過しない者について、カジノ事業免許の申請者の欠格事由としています。

IR 整備法の罰金刑（法第 41 条第 2 項第 1 号へ）

IR 整備法に相当する外国の法令による罰金刑に相当する刑（法第 41 条第 2 項第 1 号へ）

組織的犯罪処罰法第 17 条（法第 41 条第 2 項第 1 号へ）

当せん金付証票法第 19 条の罪（法第 41 条第 2 項第 1 号へ、施行令第 7 条第 1 項第 1 号）

自転車競技法第 69 条の罪（同項第 2 号）

小型自動車競走法第 74 条の罪（同項第 3 号）

モーターボート競走法第 71 条の罪（同項第 4 号）

スポーツ振興投票の実施等に関する法律第 36 条の罪（同項第 5 号）

売春防止法第 14 条の罪（同項第 6 号）

大麻取締法第 27 条（同法第 24 条第 2 項及び第 3 項（同条第 2 項に係る部分に限る。）第 24 条の 2 第 2 項及び第 3 項（同条第 2 項に係る部分に限る。）第 24 条の 3 第 2 項（同条第 1 項第 1 号及び第 2 号に係る部分に限る。）及び第 3 項（同条第 2 項に係る部分に限る。）並びに第 25 条第 1 項（第 1 号に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の罪（同項第 7 号）

覚せい剤取締法第 44 条（同法第 41 条第 2 項及び第 3 項（同条第 2 項に係る部分に限る。）第 41 条の 2 第 2 項及び第 3 項（同条第 2 項に係る部分に限る。）第 41 条の 3 第 2 項（同条第 1 項第 1 号及び第 4 号に係る部分に限る。以下この号において同じ。）及び第 3 項（同条第 2 項に係る部分に限る。）第 41 条の 4 第 2 項（同条第 1 項第 3 号から第 5 号までに係る部分に限る。以下この号において同じ。）及び第 3 項（同条第 2 項に係る部分に限る。）並びに第 41 条の 5 第 1 項（第 3 号に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の罪（同項第 8 号）

麻薬及び向精神薬取締法第 74 条（同法第 64 条第 2 項及び第 3 項（同条第 2 項に係る部分に限る。）第 64 条の 2 第 2 項及び第 3 項（同条第 2 項に係る部分に限る。）第 64 条の 3 第 2 項及び第 3 項（同条第 2 項に係る部分に限る。）第 65 条

第 2 項及び第 3 項(同条第 2 項に係る部分に限る。) 第 66 条第 2 項及び第 3 項(同条第 2 項に係る部分に限る。) 第 66 条の 2 第 2 項及び第 3 項 (同条第 2 項に係る部分に限る。) 第 66 条の 3 第 2 項及び第 3 項 (同条第 2 項に係る部分に限る。) 第 66 条の 4 第 2 項及び第 3 項 (同条第 2 項に係る部分に限る。) 第 69 条 (第 6 号に係る部分に限る。) 第 70 条 (第 14 号及び第 18 号に係る部分に限る。) 第 71 条 (同法第 50 条の 15 第 2 項に係る部分に限る。) 並びに第 72 条 (第 4 号に係る部分に限る。) に係る部分に限る。) の罪 (同項第 9 号)

あへん法第 61 条(同法第 51 条第 2 項及び第 3 項(同条第 2 項に係る部分に限る。) 並びに第 52 条第 2 項及び第 3 項 (同条第 2 項に係る部分に限る。) に係る部分に限る。) の罪 (同項第 10 号)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 90 条 (第 1 号中同法第 83 条の 9 及び第 84 条 (第 25 号 (同法第 76 条の 7 第 1 項に係る部分に限る。) に係る部分に限る。) に係る部分並びに第 2 号中同法第 84 条 (第 25 号(同法第 76 条の 7 第 2 項に係る部分に限る。) 及び第 26 号に係る部分に限る。) 第 85 条 (第 9 号及び第 10 号に係る部分に限る。) 第 86 条第 1 項 (第 23 号及び第 24 号に係る部分に限る。) 及び第 87 条 (第 13 号 (同法第 76 条の 8 第 1 項に係る部分に限る。) 及び第 15 号に係る部分に限る。) に係る部分に限る。) の罪 (同項第 11 号)

国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律第 15 条の罪 (同項第 12 号)

金融商品取引法第 207 条第 1 項 (第 1 号、第 2 号 (同法第 197 条の 2 (第 1 号から第 10 号の 3 まで及び第 13 号から第 15 号までに係る部分に限る。) に係る部分に限る。) 第 3 号(同法第 198 条(第 8 号に係る部分に限る。) に係る部分に限る。) 第 4 号 (同法第 199 条に係る部分に限る。) 第 5 号 (同法第 200 条 (第 1 号から第 12 号の 2 まで、第 20 号及び第 21 号に係る部分に限る。) に係る部分に限る。) 及び第 6 号 (同法第 205 条 (第 1 号から第 6 号まで、第 19 号及び第 20 号に係る部分に限る。) に係る部分に限る。) に係る部分に限る。) の罪 (同項第 13 号)

民事再生法第 265 条 (同法第 263 条に係る部分を除く。) の罪 (同項第 14 号)

外国倒産処理手続の承認援助に関する法律第 71 の罪 (同項第 15 号)

会社更生法第 275 条の罪 (同項第 16 号)

破産法第 277 条 (同法第 275 条に係る部分を除く。) の罪 (同項第 17 号)

① 会社法第 975 条の罪 (同項第 18 号)

② 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 341 条の罪 (同項第 19 号)

③ 物価統制令第 40 条 (同法第 35 条 (同法第 12 条に係る部分に限る。) に係る部分に限る。) の罪 (これに当たる行為が、貸付けの契約の締結又は当該契約に基づく債権の取立てに当たって行われたものに限る。) (同項第 20 号)

- ②④ 農業協同組合法第 100 条の 6 第 1 項の罪（同項第 21 号）
- ②⑤ 水産業協同組合法第 129 条の 9 第 1 項の罪（同項第 22 号）
- ②⑥ 中小企業等協同組合法第 114 条の 4 第 1 項の罪（同項第 23 号）
- ②⑦ 協同組合による金融事業に関する法律第 11 条第 1 項の罪（同項第 24 号）
- ②⑧ 信用金庫法第 90 条の 7 第 1 項の罪（同項第 25 号）
- ②⑨ 長期信用銀行法第 26 条第 1 項の罪（同項第 26 号）
- ③⑩ 労働金庫法第 100 条の 7 第 1 項の罪（同項第 27 号）
- ③⑪ 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第 9 条第 1 項の罪（同項第 28 号）
- ③⑫ 銀行法第 64 条第 1 項の罪（同項第 29 号）
- ③⑬ 貸金業法第 51 条第 1 項の罪（同項第 30 号）
- ③⑭ 農林中央金庫法第 99 条の 4 第 1 項の罪（同項第 31 号）
- ③⑮ 株式会社商工組合中央金庫法第 75 条第 1 項の罪（同項第 32 号）
- ③⑯ 資金決済に関する法律第 115 条第 1 項の罪（同項第 33 号）
- ③⑰ 労働基準法第 121 条（同法第 117 条、第 118 条第 1 項（同法第 6 条及び第 56 条に係る部分に限る。）及び第 119 条（第 1 号（同法第 61 条及び第 62 条に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）（船員職業安定法第 89 条第 1 項及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 44 条第 4 項の規定により適用する場合を含む。）の罪（同項第 34 号）
- ③⑱ 船員法第 135 条第 1 項（同法第 129 条（同法第 85 条第 1 項及び第 2 項に係る部分に限る。）及び第 130 条（同法第 86 条第 1 項に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）（船員職業安定法第 89 条第 4 項及び第 7 項並びに第 92 条第 1 項の規定により適用する場合を含む。）の罪（同項第 35 号）
- ③⑲ 職業安定法第 67 条（同法第 63 条に係る部分に限る。）の罪（同項第 36 号）
- ④⑩ 児童福祉法第 62 条の 3（同法第 60 条第 1 項及び第 2 項（同法第 34 条第 1 項第 4 号の 3、第 5 号、第 7 号及び第 9 号に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の罪（同項第 37 号）
- ④⑪ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 56 条（同法第 49 条及び第 50 条第 1 項に係る部分に限る。）の罪（同項第 38 号）
- ④⑫ 船員職業安定法第 115 条（同法第 111 条に係る部分に限る。）の罪（同項第 39 号）
- ④⑬ 出入国管理及び難民認定法第 76 条の 2（同法第 73 条の二第一項に係る部分に限る。）の罪（同項第 40 号）
- ④⑭ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 62 条（同法第 58 条に係る部分に限る。）の罪（同項第 41 号）
- ④⑮ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第 11 条の罪（同項第 42 号）

- ④⑥ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第 113 条（同法第 108 条に係る部分に限る。）の罪（同項第 43 号）
- ④⑦ 国税又は地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、又はこれらの違反行為をしようとするに關する罪を定めた規定の罪（同項第 44 号）

カジノ事業免許の欠格事由である罰金刑に係る上記の規定は、以下の場合に準用されています（施行令第 7 条第 1 項）。

- カジノ事業免許の更新の申請者の欠格事由に係る罪（法第 43 条第 4 項準用）
- 合併によりカジノ事業者の地位を承継する者の承認の欠格事由に係る罪（法第 45 条第 2 項準用）
- 会社分割によりカジノ事業者の地位を承継する者の承認の欠格事由に係る罪（法第 46 条第 2 項準用）
- カジノ事業の譲渡によりカジノ事業者の地位を承継する者の承認の欠格事由（法第 47 条第 2 項）

（ 2 ）カジノ事業免許の申請者の役員の欠格事由に係る罪（法第 41 条第 2 項第 2 号イ（ 6 ））

カジノ事業者免許の申請者の役員が以下のいずれかの罰金刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、当該刑の執行を終わり、又は当該刑の執行を受けることがなくなった日から起算して 5 年を経過しない者に該当する場合は、カジノ事業免許の欠格事由となります（法第 41 条第 2 項第 2 号イ（ 6 ） 施行令第 7 条第 2 項）。

- IR 整備法違反による罰金刑（法第 41 条第 2 項第 2 号イ（ 6 ））
- IR 整備法に相当する外国の法令の規定違反による罰金刑（法第 41 条第 2 項第 2 号イ（ 6 ））
- 刑法第 185 条の罪（賭博罪）第 187 条の罪（富くじ罪）（法第 41 条第 2 項第 2 号イ（ 6 ））
- 組織的犯罪処罰法第 9 条第 1 項から第 3 項まで、第 10 条、第 11 条若しくは第 17 条の罪（法第 41 条第 2 項第 2 号イ（ 6 ））
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（「暴力団対策法」）第 46 条から第 49 条まで、第 50 条（第 1 号に係る部分に限る。）若しくは第 51 条の罪（法第 41 条第 2 項第 2 号イ（ 6 ））
- 犯罪収益移転防止法第 25 条から第 31 条までの罪（法第 41 条第 2 項第 2 号イ（ 6 ））
- 当せん金付証票法第 18 条第 1 項又は第 19 条の罪（法第 41 条第 2 項第 2 号イ（ 6 ） 施行令第 7 条第 2 項第 1 号）

競馬法第 5 章の罪（同項第 2 号）

自転車競技法第 6 章の罪（同項第 3 号）

小型自動車競走法第 7 章の罪（同項第 4 号）

モーターボート競走法第 7 章の罪（同項第 5 号）

日本中央競馬会法第 7 章の罪（同項第 6 号）

スポーツ振興投票の実施等に関する法律第 7 章の罪（同項第 7 号）

売春防止法第 2 章の罪（同項第 8 号）

大麻取締法第 25 条第 1 項（第 1 号に係る部分に限る。以下この号において同じ。）

又は第 27 条（同法第 25 条第 1 項に係る部分に限る。）の罪（同項第 9 号）

覚せい剤取締法第 41 条の 5 第 1 項（第 3 号に係る部分に限る。以下この号において同じ。）又は第 44 条（同法第 41 条の 5 第 1 項に係る部分に限る。）の罪（同項第 10 号）

麻薬及び向精神薬取締法第 69 条（第 6 号に係る部分に限る。以下この号において

同じ。）第 70 条（第 14 号及び第 18 号に係る部分に限る。以下この号において同

じ。）第 71 条（同法第 50 条の 15 第 2 項に係る部分に限る。以下この号において

同じ。）第 72 条（第 4 号に係る部分に限る。以下この号において同じ。）第 73

条又は第 74 条（同法第 69 条及び第 70 条から第 72 条までに係る部分に限る。）の

罪（同項第 11 号）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 83 条の 9、

第 84 条（第 25 号（同法第 76 条の 7 第 1 項及び第 2 項に係る部分に限る。）及び

第 26 号に係る部分に限る。）第 85 条（第 9 号及び第 10 号に係る部分に限る。以

下この号において同じ。）第 86 条第 1 項（第 23 号及び第 24 号に係る部分に限る。

以下この号において同じ。）第 87 条（第 13 号（同法第 76 条の 8 第 1 項に係る部

分に限る。）及び第 15 号に係る部分に限る。以下この号において同じ。）又は第 90

条（第 1 号中同法第 83 条の 9 及び第 84 条（第 25 号（同法第 76 条の 7 第 1 項に

係る部分に限る。）に係る部分に限る。）に係る部分並びに第 2 号中同法第 84 条（第

25 号（同法第 76 条の 7 第 2 項に係る部分に限る。）及び第 26 号に係る部分に限

る。）第 85 条、第 86 条第 1 項及び第 87 条に係る部分に限る。）の罪（同項第 12

号）

国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律第 3 章の罪（同項第 13 号）

金融商品取引法第 197 条第 1 項、第 197 条の 2（第 1 号から第 10 号の 3 まで及び第 13 号から第 15 号までに係る部分に限る。以下この号において同じ。）第 198

条（第 8 号に係る部分に限る。以下この号において同じ。）第 199 条、第 200 条

（第 1 号から第 12 号の 2 まで、第 20 号及び第 21 号に係る部分に限る。以下この

号において同じ。）第 203 条第 3 項、第 205 条（第 1 号から第 6 号まで、第 19

- 号及び第 20 号に係る部分に限る。以下この号において同じ。)又は第 207 条第 1 項 (第 1 号 (同法第 197 条第 1 項に係る部分に限る。)) 第 2 号 (同法第 197 条の 2 に係る部分に限る。)) 第 3 号 (同法第 198 条に係る部分に限る。)) 第 4 号 (同法第 199 条に係る部分に限る。)) 第 5 号 (同法第 200 条に係る部分に限る。)) 及び第 6 号 (同法第 205 条に係る部分に限る。)) に係る部分に限る。)の罪 (同項第 14 号)
- ⑳ 民事再生法第 255 条、第 256 条、第 258 条から第 260 条まで、第 262 条又は第 265 条 (同法第 263 条に係る部分を除く。)の罪 (同項第 15 号)
- ㉑ 外国倒産処理手続の承認援助に関する法律第 65 条、第 66 条、第 68 条、第 69 条又は第 71 条の罪 (同項第 16 号)
- ㉒ 会社更生法第 266 条、第 267 条、第 269 条から第 271 条まで、第 273 条又は第 275 条の罪 (同項第 17 号)
- ㉓ 破産法第 265 条、第 266 条、第 268 条から第 272 条まで、第 274 条又は第 277 条 (同法第 275 条に係る部分を除く。)の罪 (同項第 18 号)
- ㉔ 会社法第 8 編の罪 (同項第 19 号)
- ㉕ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 7 章の罪 (同項第 20 号)
- ㉖ 刑法第 174 条、第 175 条、第 182 条、第 235 条、第 243 条 (同法第 235 条に係る部分に限る。)) 第 247 条、第 250 条 (同法第 247 条に係る部分に限る。)) 又は第 254 条の罪 (同項第 21 号)
- ㉗ 物価統制令第 35 条 (同法第 12 条に係る部分に限る。以下この号において同じ。)若しくは第 40 条 (同法第 35 条に係る部分に限る。)) 刑法 (前号に規定する規定並びに第 185 条及び第 187 条の規定を除く。)) 暴力行為等処罰に関する法律又は組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律 (第 9 条第 1 項から第 3 項まで、第 10 条、第 11 条及び第 17 条を除く。)の罪 (これらに当たる行為が、貸付けの契約の締結又は当該契約に基づく債権の取立てに当たって行われたものに限る。)(同項第 22 号)
- ㉘ 農業協同組合法第 9 章の罪 (同項第 23 号)
- ㉙ 水産業協同組合法第 9 章の罪 (同項第 24 号)
- ㉚ 中小企業等協同組合法第 6 章の罪 (同項第 25 号)
- ㉛ 協同組合による金融事業に関する法律第 8 条の 2 から第 10 条の 2 の 2 まで、第 10 条の 2 の 4 から第 10 条の 3 まで又は第 11 条第 1 項の罪 (同項第 26 号)
- ㉜ 信用金庫法第 11 章の罪 (同項第 27 号)
- ㉝ 長期信用銀行法第 23 条の 2 から第 25 条の 2 の 2 まで、第 25 条の 2 の 4 から第 25 条の 3 まで又は第 26 条第 1 項の罪 (同項第 28 号)
- ㉞ 労働金庫法第 11 章の罪 (同項第 29 号)
- ㉟ 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第 5 条、第 5 条の 2 第 1 項、第 5 条の 3、第 8 条第 1 項から第 3 項まで又は第 9 条第 1 項の罪 (同項第

30号)

- ③② 銀行法第9章の罪(同項第31号)
- ③③ 貸金業法第5章の罪(同項第32号)
- ③④ 農林中央金庫法第11章の罪(同項第33号)
- ③⑤ 株式会社商工組合中央金庫法第10章の罪(同項第34号)
- ③⑥ 資金決済に関する法律第115条第1項の罪(同項第35号)
- ③⑦ 労働基準法第117条、第118条第1項(同法第6条及び第56条に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第119条(第1号(同法第61条及び第62条に係る部分に限る。))に係る部分に限る。以下この号において同じ。)又は第121条(同法第117条、第118条第1項及び第119条に係る部分に限る。)(これらの規定を船員職業安定法第89条第1項及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第44条第4項の規定により適用する場合を含む。)の罪(同項第36号)
- ③⑧ 船員法第129条(同法第85条第1項及び第2項に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第130条(同法第86条第1項に係る部分に限る。以下この号において同じ。))又は第135条第1項(同法第129条及び第130条に係る部分に限る。)(これらの規定を船員職業安定法第89条第4項及び第7項並びに第92条第1項の規定により適用する場合を含む。)の罪(同項第37号)
- ③⑨ 職業安定法第63条又は第67条(同法第63条に係る部分に限る。)の罪(同項第38号)
- ④⑩ 児童福祉法第60条第1項若しくは第2項(同法第34条第1項第4号の3、第5号、第7号及び第9号に係る部分に限る。以下この号において同じ。))又は第62条の3(同法第60条第1項及び第2項に係る部分に限る。)の罪(同項第39号)
- ④⑪ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第49条、第50条第1項又は第56条(同法第49条及び第50条第1項に係る部分に限る。)の罪(同項第40号)
- ④⑫ 船員職業安定法第111条又は第115条(同法第111条に係る部分に限る。)の罪(同項第41号)
- ④⑬ 出入国管理及び難民認定法第73条の2第1項又は第76条の2(同法第73条の2第1項に係る部分に限る。)の罪(同項第42号)
- ④⑭ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第58条又は第62条(同法第58条に係る部分に限る。)の罪(同項第43号)
- ④⑮ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第4条、第5条第1項、第6条第1項、第7条又は第11条(同法第5条第2項及び第6条第2項に係る部分を除く。)の罪(同項第44号)
- ④⑯ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第108条又は第113条(同法第108条に係る部分に限る。)の罪(同項第45号)

④⑦ 施行令第7条第1項第44号に掲げる罪(国税又は地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、又はこれらの違反行為をしようとするに關する罪を定めた規定の罪)(同項第46号)

カジノ事業者免許の申請者の欠格事由である罰金刑に係る上記の規定は、以下の場合に準用されています(施行令第7条第2項)

- カジノ事業免許の更新の申請者の欠格事由に係る罪(法第43条第4項準用)
- 合併によりカジノ事業者の地位を承継する者の承認の欠格事由に係る罪(法第45条第2項準用)
- 会社分割によりカジノ事業者の地位を承継する者の承認の欠格事由に係る罪(法第46条第2項準用)
- カジノ事業の譲渡によりカジノ事業者の地位を承継する者の承認の欠格事由(法第47条第2項)
- カジノ事業者の変更の承認における欠格事由(法第48条第3項)

(3) その他の欠格事由に係る罪

上記(1) 及び(2) のほか、以下の欠格事由に係る罪が施行令において定められています。

- ・ カジノ事業者の認可主要株主等に係る認可の欠格事由に係る罪(法第60条第2項第1号口、施行令第8条)
- ・ 契約をしてはならない相手方の要件に係る罪(法第94条第2号八、施行令第14条)
- ・ カジノ事業者の従業者の欠格事由に係る罪(法第116条第2項第2号、施行令第17条)
- ・ カジノ施設供用事業者の認可主要株主等に係る認可の欠格事由に係る罪(法第131条、法第60条第2項第1号口、施行令第19条)
- ・ 特定の業務(特定カジノ施設供用業務) に従事する者の確認の欠格事由に係る罪(法第134条第2項、施行令第22条)
- ・ 認可施設土地権利者の認可の欠格事由に係る罪(法第138条第2項、施行令第26条)
- ・ カジノ関連機器等製造業等の許可等の欠格事由に係る罪(法第145条第2項第1号八、施行令第27条)
- ・ カジノ関連機器等製造業等の承認の欠格事由に係る罪(法第149条、施行令第29条)

(4) 欠格事由に係る罪の考え方

上記(1) から(3) までの欠格事由に係る罪は、IR 推進会議取りまとめ(政令) の

提言を踏まえたものです。

○IR 推進会議取りまとめ（政令）（2018年12月4日）

・ カジノ事業の免許等の際の欠格事由となる罰金刑の対象となる罪の考え方

< 政令の方向性 >

- ・ 「カジノ事業者・カジノ施設供用事業者及びこれらの役員」の欠格事由となる罰金刑の対象となる罪として政令で定めるものは、公営競技関係法等違反の罪、売春防止法違反の罪、薬物関係の罪、会社法等違反の罪、刑法上の財産犯、金融関係犯罪、風俗営業関係法令違反の罪、税法違反等のほ脱犯とすべき。
- ・ 「カジノ事業者・カジノ施設供用事業者及びこれらの役員」以外の者の欠格事由となる罰金刑の対象となる罪として政令で定めるものは、それぞれのカジノ事業への関与の程度等に応じて、上記の種類の犯罪の中から必要な罪とすべき。

施行令第7条等で規定する欠格事由としての罰金前科は、カジノ免許等の審査基準の1つとして、禁錮刑に至らない罰金刑であっても、カジノ事業の特性に応じて特に一律に排斥されるべき犯罪類型を対象としており、その内容は、金融関係の犯罪に限られるものではありません。（PC95）

施行令第7条等で規定する欠格事由としての罰金前科は、カジノ免許等の審査基準の1つとして、禁錮刑に至らない罰金刑であっても、カジノ事業の特性に応じて特に一律に排斥されるべき犯罪類型を対象としています。（PC97）

『刑法第198条の贈賄に関する罪、外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止の違反（不正競争防止法第18条第1項、第21条第2項第7号、第22条第1項第3号）の罪及びこれらに相当する外国の法令に基づく罪』については、公的な規制の対象となる他の事業においても共通して当てはまるものであることから、特定複合観光施設区域整備法令独自の欠格事由とはしておりません。他方、これらの罪に係る罰金前科については、審査基準の1つである「社会的信用」（法第41条第1項第1号～第4号等）の判断のための個別具体的な一事情として考慮することが適当と考えられます。（PC97）

設置運営事業者であるカジノ事業者には兼業禁止義務が課されており、海外でカジノを経営する事業者と「同じ事業者」であるということはありません。その上で、カジノ事業免許等の申請者が国外で行った行為は、欠格事由として列挙した各罪に国外犯規定がある場合等には欠格事由となり得るほか、系列グループ会社による非違行為は、必要に応じて、カジノ事業者の「社会的信用」（法第41条第1項第1号～第4号等）の判断のための個別具体的な一事情として考慮され得ます。（PC98）

・カジノ施設の入場規制（日本人等への入場料の賦課及び入場回数制限、一定の者の入場禁止）、一定の者のカジノ行為の禁止規制の例外

○施行令第9条、第10条、第38条、第39条

（入場者から除かれる者）

第9条 **法第68条第1項第1号の政令で定める者**は、業務又は公務としてカジノ行為区画に入場し、又は滞在する者とする。

○法第68条

（カジノ行為に対する依存の防止のための措置）

第68条 カジノ事業者は、カジノ行為に対する依存を防止するため、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、依存防止規程（第40条第1項の申請書に添付されたもの（第55条第2項において準用する第52条第1項の規定による変更の認可があったときは、その変更後のもの）に限る。第3項において同じ。）に従って、次に掲げる措置を講じなければならない。この場合において、カジノ事業者は、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、その講じた措置の内容及び実施の状況をカジノ管理委員会に報告しなければならない。

一 入場者（カジノ行為区画に入場しようとする者及びカジノ行為区画に入場した後当該カジノ行為区画に滞在する者をいい、**業務として入場する者その他の政令で定める者**を除く。以下同じ。）又はその家族その他の関係者の申出により当該入場者のカジノ施設の利用を制限する措置

二～四（略）

2～6（略）

（入場規制の例外となる場合）

第10条 **法第69条の政令で定める場合**は、次に掲げる場合とする。

- 一 法第69条第1号に掲げる者が業務として法第2条第10項第3号に掲げる区画に入場し、又は滞在する場合
- 二 法第69条第4号又は第5号に掲げる者が業務としてカジノ施設に入場し、又は滞在する場合
- 三 法第69条第1号、第4号又は第5号に掲げる者が公務としてカジノ施設に入場し、又は滞在する場合

○法第69条

（入場規制）

第69条 カジノ事業者は、**政令で定める場合**を除き、次に掲げる者をカジノ施設に入

場させ、又は滞在させてはならない。

一 20歳未満の者

二・三(略)

四 本邦内に住居を有しない外国人以外の者であって、カジノ施設に入場し、又は滞在しようとする日(次号において「入場等基準日」という。)から起算して過去7日間において第176条第1項の規定により入場料を賦課されてカジノ行為区画(入場し、又は滞在しようとするカジノ施設以外のカジノ施設のカジノ行為区画を含む。)に入場した回数及び同条第3項の規定により入場料を再賦課され、又は同条第5項の規定により入場料を再々賦課された回数(同号及び次条第一項において「入場等回数」という。)が既に3回に達しているもの(直近の賦課入場時(第176条第1項の規定により賦課された入場料の納付後初めてカジノ行為区画に入場した時をいう。)再賦課基準時(同条第2項に規定する再賦課基準時をいう。)又は再々賦課基準時(同条第4項に規定する再々賦課基準時をいう。)(同号において「賦課入場時等」という。)からそれぞれ24時間を経過するまでの間にある者を除く。)

五 本邦内に住居を有しない外国人以外の者であって、入場等基準日から起算して過去28日間における入場等回数が既に10回に達しているもの(直近の賦課入場時等からそれぞれ24時間を経過するまでの間にある者を除く。)

(入場制限の例外となる場合)

第38条 **法第173条の政令で定める場合**は、第10条各号に掲げる場合とする。

○法第173条

(入場制限)

第173条 第69条各号に掲げる者は、**政令で定める場合**を除き、カジノ施設に入場し、又は滞在してはならない。

(カジノ行為の制限の例外となる場合)

第39条 **法第174条第2項の政令で定める場合**は、カジノ管理委員会の事務局の職員がカジノ管理委員会の所掌事務の遂行に必要な調査としてカジノ行為を行う場合とする。

○法第174条

(カジノ行為の制限)

第174条 第69条各号に掲げる者は、カジノ行為を行ってはならない。

2 次の各号に掲げる者は、**政令で定める場合**を除き、当該各号に定めるカジノ施設において、カジノ行為を行ってはならない。

一 推進法第17条第1項に規定する本部長、推進法第18条第1項に規定する副本

| |
|--|
| <p>部長、推進法第 19 条第 1 項に規定する本部員及び推進法第 22 条第 2 項に規定する事務局長その他の職員 全てのカジノ施設</p> <p>二 基本方針及び区域整備計画に関する事務に従事する政府職員（前号に掲げる者を除く。） 全てのカジノ施設</p> <p>三 カジノ管理委員会の委員長、委員、専門委員及び事務局の職員 全てのカジノ施設</p> <p>四 認定都道府県等の職員（当該認定都道府県等に係る認定区域整備計画に関する事務に従事する者に限る。） 当該認定区域整備計画に記載された特定複合観光施設区域に設置されるカジノ施設</p> <p>五 カジノ事業者の従業者（役員以外の者にあつては、カジノ業務又はカジノ行為区画内関連業務に従事する者に限る。） 当該カジノ事業者が設置するカジノ施設</p> <p>六 カジノ施設供用事業者の従業者（役員以外の者にあつては、カジノ施設供用業務に従事する者に限る。） 当該カジノ施設供用事業者が管理するカジノ施設</p> |
|--|

1 入場規制の禁止の例外

「入場者」とは、「カジノ行為区画に入場しようとする者及びカジノ行為区画に入場した後当該カジノ行為区画に滞在する者」をいいますが、「業務又は公務としてカジノ行為区画に入場し、又は滞在する者」は入場者の定義から除外されます（法第 68 条第 1 項第 1 号、施行令第 9 条）。

また、カジノ事業者は、以下の者をカジノ施設に入場・滞在させることができません（法第 69 条第 1 号・第 4 号・第 5 号）。

- ・ 20 歳未満の者（法第 69 条第 1 号）
- ・ 本邦内に住居を有しない外国人以外の者であつて、カジノ施設に入場・滞在した日から起算して過去 7 日間において国内のカジノ施設に入場した回数が 3 回に達した者（法第 69 条第 4 号）
- ・ 本邦内に住居を有しない外国人以外の者であつて、カジノ施設に入場・滞在した入場等基準日から起算して過去 28 日間において国内のカジノ施設に入場した回数が 10 回に達した者（法第 69 条第 5 号）

しかしながら、カジノ事業者は、入場者がこれらに該当したとしても、以下のいずれかに該当する者については、カジノ施設内に入場・滞在させることができます（施行令第 10 条）。

「20 歳未満の者」（法第 69 条第 1 号）に掲げる者が業務として「カジノ事業者がカジノ行為業務又は本人確認に係る業務に附帯する監視、警備その他の業務を行うための

区画」(法第2条第10項第3号)に入場・滞在する場合(施行令第10条第1号)
「本邦内に住居を有しない外国人以外の者であって、カジノ施設に入場・滞在した日から起算して過去7日間において国内のカジノ施設に入場した回数が3回に達した者」(法第69条第4号)または「本邦内に住居を有しない外国人以外の者であって、カジノ施設に入場・滞在した入場等基準日から起算して過去28日間において国内のカジノ施設に入場した回数が10回に達した者」(法第69条第5号)が業務としてカジノ施設に入場・滞在する場合(施行令第10条第2号)
「20歳未満の者」(法第69条第1号)、「本邦内に住居を有しない外国人以外の者であって、カジノ施設に入場・滞在した日から起算して過去7日間において国内のカジノ施設に入場した回数が3回に達した者」(法第69条第4号)または「本邦内に住居を有しない外国人以外の者であって、カジノ施設に入場・滞在した入場等基準日から起算して過去28日間において国内のカジノ施設に入場した回数が10回に達した者」(法第69条第5号)が公務としてカジノ施設に入場・滞在する場合(施行令第10条第3号)

すなわち、「業務又は公務」のために、カジノ施設に入場・滞在する者については、入場料の賦課及び入場回数制限の対象から除かれます。これは、カジノ施設への入場・滞在が明示的に禁止されている「20歳未満の者」や「入場回数制限を超過する者」であっても、「業務又は公務のためカジノ施設に入場・滞在する場合」は、原則として、カジノ施設への入場禁止の対象から除いた上で、入場料の賦課及び入場回数制限の対象から除かれます(法第68条第1項第1号、施行令第9条)。

しかし、「20歳未満の者」については、青少年の健全育成の観点から、「公務」のために(「業務」のためである場合は認められない)、カジノ施設に入場・滞在する場合を除き、「カジノ行為区画」や「本人確認区画」への入場・滞在を認められない(「カジノ事業者がカジノ行為業務又は本人確認に係る業務に附帯する監視、警備その他の業務を行うための区画」への入場・滞在は認められる。)こととなります。

これは、IR推進会議取りまとめ(政令)における以下の提言を受けたものです。

○IR推進会議取りまとめ

・カジノ施設の入場規制(日本人等への入場料の賦課及び入場回数制限、一定の者の入場禁止)、一定の者のカジノ行為の禁止規制の例外的考え方

<政令の方向性>

(入場規制の例外)

- ・「業務又は公務」のために、カジノ施設に入場・滞在する者については、入場料の賦課及び入場回数制限の対象から除くべき。
- ・ その際、カジノ施設への入場・滞在が明示的に禁止されている 20歳未満の者や入場

回数制限を超過する者であっても、「業務又は公務のためカジノ施設に入場・滞在する場合」は、原則として、カジノ施設への入場禁止の対象から除いた上で、入場料の賦課及び入場回数制限の対象から除くべき。ただし、20歳未満の者については、青少年の健全育成の観点から、「公務」のために、カジノ施設に入場・滞在する場合を除き、「カジノ行為区画」や「本人確認区画」への入場・滞在を認めないこととすべき。

2. カジノ行為の禁止規制の例外

「20歳未満の者」や「入場回数制限を超過する者」等の入場規制対象者（法第69条各号）は、カジノ行為を行うことができません（法第174条第1項）。

したがって、「20歳未満」の「カジノ管理委員会の事務局の職員」や「認定都道府県等の職員」は、上記1のとおり「公務」でカジノ施設に入場する場合であっても、カジノ行為をすることはできません。

また、次の各号に掲げる者は、原則として、以下のそれぞれのカジノ施設において、カジノ行為を行うことができません（法第174条第2項）。

特定複合観光施設区域整備推進本部本部長、同副本部長、同本部員及び同事務局長その他の職員

全てのカジノ施設（法第174条第2項第1号）

基本方針及び区域整備計画に関する事務に従事する政府職員（ に掲げる者を除く。）

全てのカジノ施設（同項第2号）

カジノ管理委員会の委員長、委員、専門委員及び事務局の職員

全てのカジノ施設（同項第3号）

認定都道府県等の職員（当該認定都道府県等に係る認定区域整備計画に関する事務に従事する者に限る。）

当該認定区域整備計画に記載された特定複合観光施設区域に設置されるカジノ施設（同項第4号）

カジノ事業者の従業者（役員以外の者については、カジノ業務又はカジノ行為区画内関連業務に従事する者に限る。）

当該カジノ事業者が設置するカジノ施設（同項第5号）

カジノ施設供用事業者の従業者（役員以外の者については、カジノ施設供用業務に従事する者に限る。）

当該カジノ施設供用事業者が管理するカジノ施設（同項第6号）

ただし、上記 のカジノ管理委員会の事務局の職員については、「カジノ管理委員会の事務局の職員がカジノ管理委員会の所掌事務の遂行に必要な調査としてカジノ行為を行う場合」には、カジノ行為が認められます（施行令第39条）。

これは、IR 推進会議取りまとめ（政令）における「いわゆる覆面調査を行う場合等、カジノ管理委員会事務局の職員が所掌事務の遂行に必要な調査としてカジノ行為を行う場合は、カジノ行為の禁止の対象から除くべき。」との提言を踏まえたものです。

○IR 推進会議取りまとめ（政令）

・ カジノ施設の入場規制（日本人等への入場料の賦課及び入場回数制限、一定の者の入場禁止）、一定の者のカジノ行為の禁止規制の例外的考え方

< 政令の方向性 >

（一定の者のカジノ行為の禁止規制の例外）

・ いわゆる覆面調査を行う場合等、カジノ管理委員会事務局の職員が所掌事務の遂行に必要な調査としてカジノ行為を行う場合は、カジノ行為の禁止の対象から除くべき。

VII．特定資金受入業務においてカジノ事業者に保証金の供託等（法第 84 条第 2 項・第 3 項、施行令第 11 条、第 12 条）

1．特定資金受入業務（法第 2 条第 8 項第 2 号ロ）

「特定資金受入業務」とは、カジノ行為を行う顧客の依頼を受けて当該顧客の金銭について行う当該顧客の金銭を受け入れる業務のことです。

カジノ事業者の「カジノ業務」の一つとして認められています。

「預り金」は、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」第 2 条第 1 項により、「業として預り金をするにつき他の法律に特別の規定のある者を除く外、何人も業として預り金をしてはならない」ものとされ、銀行や信用金庫等の預金取扱金融機関が銀行法や信用金庫法等の業法上、業務として「預金の受入れ」が認められる場合を除いて認められていません。

カジノ事業者は、IR 整備法上、「特定資金受入業務」として、法第 84 条に定める一定の規制の範囲内で顧客の金銭の受入れをすることができます。

2．特定資金受入業務の規制（法第 84 条）

（1）手数料の受領・利息の支払の禁止（法第 84 条第 1 項）

カジノ事業者は、特定資金受入業務においては、いかなる名義をもってするかを問わず、顧客から手数料を受領し、又は顧客に利息を支払ってはならないとされています。

なお、カジノ行為を行うにあたっての外貨両替の手数料の徴収については、カジノ行為を行う顧客の依頼を受けて当該顧客の金銭について行う「金銭の両替を行う業務」が別のカジノ業務（のうちの特定金融業務）として認められているため（法第 2 条第 8 項第 2 号ニ）、認められるものと考えられます。

（2）特定資金受入保証金の供託

カジノ事業者は、基準日特定資金受入残高（カジノ事業者が毎年 3 月 31 日及び 9 月 30 日における顧客からの特定資金受入業務に係る受入残高としてカジノ管理委員会規則で定めるところにより算出した額をいう。）が **1,000 万円を超えるとき**は、当該基準日特定資金受入残高の 2 分の 1 の額（「特定資金受入要供託額」）以上の額に相当する額の受入保証金（「特定資金受入保証金」）を、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、当該カジノ事業者に係るカジノ施設の最寄りの供託所に供託しなければなりません（法第 84 条第 2 項、施行令第 11 条）。

施行令第 11 条は、特定資金受入業務において、保証金の供託が必要となる特定資金受入残高の最低額を 1000 万円と定めるものであり、顧客ごとの預入金額を規定するものではありません。（PC101、102）

この供託する特定資金移動履行保証金は、国債証券、地方債証券その他のカジノ管理委員会規則で定める債券（社債、株式等の振替に関する法律第 278 条第 1 項に規定する振替債を含む。）をもってこれに充てることができます。この場合において、当該債券の評価額は、カジノ管理委員会規則で定めるところによります。（法第 84 条第 3 項、施行

令第 12 条)

(3) 特定資金受入業務のその他の規制

特定資金受入業務については、特定資金移動業務に係る規定が読み替えられ、以下の規制が設けられます (法第 84 条第 3 項、施行令第 12 条)。

特定資金受入保全契約 (準用法第 81 条)

特定資金受入保証金の還付 (準用法第 82 条)

特定資金受入履行保証金の保管替えその他の手続 (準用第 83 条)

VII. 特定複合観光施設区域の土地に関する権利の移転又は設定をする取引又は行為のうち、カジノ管理委員会の認可がない場合でも私法上の効力までは否定されないもの（施行令第25条）

カジノ事業免許（法第39条）に係る特定複合観光施設区域の土地について、施設土地に関する権利の移転若しくは設定をする取引若しくは行為又は施設土地権利者になる法人の設立その他のカジノ管理委員会規則で定める取引若しくは行為（それぞれ国、地方公共団体並びに当該特定複合観光施設区域に係るカジノ事業者及びカジノ施設供用事業者（「国等」）が当該施設土地に関する権利を取得する取引及び行為を除く。）であって施設土地権利者の変更を伴うものをしようとする者（国等を除く。）は、カジノ管理委員会の認可を受けなければなりません（法第136条第1項）。

カジノ管理委員会の認可を受けないでした特定複合観光施設区域内における取引又は行為（施設土地に関する権利の移転又は設定をする取引又は行為に限る。）は、原則としてその効力を生じません（法第136条第2項）。

ただし、以下の施設土地に関する権利の移転又は設定をする取引又は行為は、カジノ管理委員会の認可がない場合でも私法上の効力までは否定されません（施行令第25条）。

- 遺産の分割又は民法第768条第2項（同法第749条及び第771条において準用する場合を含む。）の規定による財産の分与に関する裁判若しくは調停によって施設土地に関する権利が移転され、又は設定される場合
- 相続人に対する特定遺贈により施設土地に関する権利が取得される場合

VIII. 申告・納付期限の日など入場料納入金及び納付金の納付手続等

1. 入場料納入金等の納付（施行令第40条）

カジノ事業者は、次の金銭を納付しようとするときは、納付書を添付する必要があります（施行令第40条）。

入場料納入金及び認定都道府県等入場料納入金（法第179条第1項）

国庫納付金（法第192条第1項）

認定都道府県等納付金（法第193条第1項）

2. 納付期限（施行令第41条・44条）

カジノ事業者は、各月ごとに、入場料納入金及び認定都道府県等入場料納入金の納付を、翌月15日までにしなければなりません（法第179条第1項）。

カジノ事業者は、各月ごとに、国庫納付金の納付を、翌月15日までにしなければなりません（法第192条第1項）。

カジノ事業者は、認定都道府県等に納付する納付金を、各月ごとに、認定都道府県等納付金を、その翌月15日までに国に納付しなければなりません（法第193条第1項）。

3. 入場料納入金等の保管（施行令第42条）

カジノ管理委員会は、カジノ事業者から入場料納入金及び認定都道府県等入場料納入金の納付があったときは、これらを受け入れた後に、入場料納入金を一般会計の歳入に繰り入れるため及び認定都道府県等入場料納入金を認定都道府県等へ払い込むために必要な現金を保管することができます（同条第1項）。

カジノ管理委員会は、カジノ事業者から国庫納付金又は認定都道府県等納付金の納付があったときについても同様の手続を取ることができます（同条第2項）。

4. 認定都道府県等入場料納入金又は認定都道府県等納付金の払込み（施行令第43条）

国は、カジノ事業者から払込みを受けた認定都道府県等入場料納入金（法第179条第2項）又は認定都道府県等納付金（法第193条第3項）の払込みを行う場合には、払い込む認定都道府県等入場料納入金又は認定都道府県等納付金の納付額その他必要な事項を認定都道府県等の長に通知するものとします。

5. カジノ管理委員会への通知（施行令第44条、第46条）

カジノ事業者は、各月ごとに、当該月に係る納付すべき入場料納入金及び認定都道府県等入場料納入金の額その他カジノ管理委員会規則で定める事項を記載した申告書を、その翌月15日までにカジノ管理委員会に提出しなければなりません（法第183条第1項、施行令第44条）。

国庫納付金及び認定都道府県等納付金についても同様（法第195条、施行令第46条）

6. 特別加算金（施行令第45条、第46条）

カジノ管理委員会から、納付すべき入場料納入金及び認定都道府県等入場料納入金の額について、納付の告知を受けた場合には、納付すべき金額の100分の10を乗じて得た額の加算金を徴収します（法第184条）。

さらに、カジノ事業者が納付すべき入場料納入金又は認定都道府県等入場料納入金の額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽・仮装し、それに基づき申告書を提出していたときは、当該カジノ事業者に対し、加算金に代え、当該基礎となるべき入場料納入金又は認定都道府県等入場料納入金の額に100分の35を乗じて得た額の特別加算金を徴収します（法第185条、施行令第45条第1項）。

ただし、入場料納入金又は認定都道府県等入場料納入金の額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽・仮装されていないものに基づくことが明らかであるものがあるときは、加算金の額の計算の基礎となるべき入場料納入金又は認定都道府県等入場料納入金の額のうち当該事実のみに基づく場合における入場料納入金又は認定都道府県等入場料納入金の額を控除した入場料納入金又は認定都道府県等入場料納入金の額とし、その額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てます（施行令第45条第2項）。この計算方法は、国庫納付金及び認定都道府県等納付金の申告及び徴収においても準用されません（施行令第46条）。

IX．施行期日

法附則第 1 条第 2 号により、法第 1 章の規定（第 1 条から第 4 条までの総則）は、「公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日」に施行されることとされています。

平成 31 年 3 月 29 日に公布された「特定複合観光施設区域整備法の一部の施行期日を定める政令」(平成 31 年法律第 71 号)では、法附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行期日は、平成 31 年 4 月 1 日とされました。

IR 整備法施行令の規定は、法の施行の日から施行されますが、第 1 章の規定（特定複合観光施設の基準について定める施行令第 1 条から第 5 条まで）は、平成 31 年 4 月 1 日に施行されました（施行令附則第 1 条）。